

令和元年第2回東大和市議会定例会会議録第16号

令和元年6月19日（水曜日）

出席議員（22名）

1番	関田	貢	君	2番	大后	治雄	君
3番	二宮	由子	君	4番	実川	圭子	君
5番	森田	真一	君	6番	尾崎	利一	君
7番	上林	真佐恵	君	8番	中村	庄一郎	君
9番	根岸	聡彦	君	10番	木下	富雄	君
11番	森田	博之	君	12番	蜂須賀	千雅	君
13番	関田	正民	君	14番	和地	仁美	君
15番	佐竹	康彦	君	16番	荒幡	伸一	君
17番	木戸岡	秀彦	君	18番	東口	正美	君
19番	中間	建二	君	20番	大川	元	君
21番	床鍋	義博	君	22番	中野	志乃夫	君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木	尚	君	事務局次長	並木	俊則	君
議事係長	尾崎	潔	君	主任	高石	健太	君

出席説明員（23名）

市長	尾崎	保夫	君	副市长	小島	昇公	君
教育長	真如	昌美	君	企画財政部長	田代	雄己	君
総務部長	阿部	晴彦	君	総務部参事	東	栄一	君
市民部長	村上	敏彰	君	子育て支援部長	吉沢	寿子	君
福祉部長	田口	茂夫	君	環境部長	松本	幹男	君
都市建設部長	鈴木	菜穂美	君	学校教育部長	田村	美砂	君
学校教育部参事	佐藤	洋士	君	社会教育部長	小俣	学	君
秘書広報課長	五十嵐	孝雄	君	産業振興課長	小川	泉	君
市民部副参事	宮田	智雄	君	保育課長	関田	孝志	君
環境課長	宮鍋	和志	君	教育総務課長	石川	博隆	君

学校教育部 吉岡琢真君
副参事
中央図書館長 當摩弘君

給食課長 齋藤謙二郎君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 佐竹康彦君

○議長（中間建二君） 昨日に引き続き、15番、佐竹康彦議員の一般質問を行います。

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

まず昨晚、新潟・山形を中心といたしまして、震度6、震度5を観測するなど、東北地方、また北陸など幅広い範囲の地域で大規模な地震が発生をいたしました。被害に遭われました全ての皆様に衷心からのお見舞いを申し上げますとともに、被災地の方の日常生活が1日も早くもとどおりになり、安心して生活ができるよう、その復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、昨日は、市長、教育長におかれましては、丁寧な御答弁を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、1点目の公園についてでございます。

まちの魅力といった場合に、多くの方が一般的にイメージされるのは、例えば繁華街の商業施設がどれほどおしゃれであるのかとか、そのまちを訪れるためのアクセスがどれほどよいか、またわざわざ足を運んでも体感したい自然環境があるか等々といったことではないかというふうに思います。決して行政サービスが充実しているとか、公共料金が安いといったことを、まず初めに思い浮かべることは少ないのではないのでしょうか。やはりまずは目に見えるもの、形のあるもの、またその雰囲気でのまちの印象が評価されるのではないかというふうに考えております。

試みにまちの魅力について書かれましたあるレポートで紹介されておりました、まちの魅力の構成要素というものをお示ししたいと思います。それはアメリカの作家、テリー・ピンデルという方が、「A Good Place to Live」という著書の中で述べたことだというふうに書かれておるんですけども、経済活動が活発に行われていることを前提とした上で、まちのよさ、魅力を構成する要素として次の6つを挙げておられるそうです。

1点目が、人々が歓声を上げたり楽しく打ち解け合える場があること。2点目、自動車などに頼らず徒歩で買い物や用事などができる。3点目、文化的・自然的な快適さ、アメニティ。4点目、ユニークなもの、どこにもない固有の何かを持つこと。5点目、快適さ、居心地のよさ、気候のよさ。6点目、意外性のあることということで、もとは英語で非常に短いワードなんですけども、それを日本語に解釈し直して、この6点、挙げておられましたけれども、こういった6つの要素、決して普遍的な定義はございませんけれども、なるほどというふうになぜけるものではないのかなというふうに思います。

こういった点をちょっと考えてみますと、やはり特色ある公園、シンボリックな魅力ある公園というのは、まちの魅力をアピールする大きな役割を果たすものであるというふうに考えております。その公園につきましては、まずは地元に住む市民にとって利用しやすく、満足の得られることが最重要でございます。その上で、

同時に市外の多くの方々にもその存在が知られ、利用されていくことも大事であろうかと思えます。それが、ひいては東大和市のまちの魅力として、多くの人に認識され、評価されることにつながりまして、市内外の人の回遊、交流が進んでいくようになるのではないかなというふうに思っております。

そうした観点から、この特色ある公園、なかんずくシンボリックな公園の整備ということにつきましては、ぜひとも御担当の方、担当者の方には大変御苦勞をおかけいたしますけれども、力を入れて進めていただきたいというふうに考えてございます。

そこで、まず再質問なんですけれども、候補地を選定したとの御答弁ございました。具体的にどこの場所であるのか、またその場所の利用に関しまして東京都と協議をということでございましたけれども、どのような協議を行ってきているのかお伺いいたします。

○環境課長（宮鍋和志君） 候補地としましては、東京都水道局研修所跡地、こちらを想定しております。東大和市特色ある公園整備基本方針に掲げているテーマの1つでございます魅力的な遊具のある公園、こちらを設置できないか、協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） その候補地を選定した理由はどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○環境課長（宮鍋和志君） 東大和市は、都心部へも通勤圏であり、自然にも恵まれていることが魅力であると考えております。当該地は武蔵大和駅や多摩湖にも近く、また緑の環境豊かでありますことから、市民はもとより市外からお越しいただきまして、東大和市のよさをアピールできる候補地であると考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 先ほど6つの要素というふうに挙げましたけれども、その幾つか、やはり当てはまるのかなというふうに思っております。この整備に関しまして、魅力的な遊具のある公園を整備するというところでございましたけれども、この選定した候補地の条件を加味いたしますと、どのような遊具を整備していこうと考えておられるのでしょうか。

またその際、シンボリックな公園の具体的なイメージとして参考となるものは何かあるのか、具体的なイメージを持ち合わせていないということでございましたけれども、情報収集をしている中でどのような公園を参考としておられるのか、現時点であればお伺いしたいと思えます。

○環境課長（宮鍋和志君） 遊具についてでございますが、まだ具体的なイメージは持ち合わせてございませんが、情報収集といたしましては、一例として立川の昭和記念公園、こちらのこどもの森に設置されておりますふわふわドームなども参考としているところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 今おっしゃっていただきました立川のその公園、確かに非常に魅力的で、特に子育て世代の方々にとっては大変評判のいいというか、子供たちが楽しく遊べるような遊具ではないかなというふうに私も認識しております。一つの例として、そのようなイメージ、抱いているということでございましたけれども、具体的なイメージがないということでございますので、抽象論にはなってしまうと思うんですけれども、市内外から子育て世代に来ていただくような仕掛けづくりを、どのようなものにしていこうというふうにお考えなのか、現時点でのお考えで結構ですので、お伺いしたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 東大和市は、東京都内にあるにもかかわらず、自然にも恵まれていることが魅力であると考えております。そこで、遊具の楽しさも魅力としながらも、さらに多摩湖や市立狭山緑地を初めとす

る自然環境のよさも感じていただきまして、また来てみようとか、さらには東大和市に住みたいと思っていた
だけのようなものになりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 大変すばらしい、すばらしいというか、しっかりしたお考えであるというふうに評価
をさせていただきます。確かに遊具があるだけでは、それ立川の公園と同じようになってしまいます。やはり
東大和市のよさ、また選定をした土地のよさということについては、やはり自然の豊かさ、こういったものが
あるかというふうに思います。ぜひとも、その自然の豊かさというものを十分に感じていただけるような、
また何度も来ていただけるような、そういった公園づくり、進めていただければなというふうに思っておりま
す。

少し根本的なお話になってしまうんですけども、シンボリックな公園をつくるということが、市民の暮らし、
そして市のまちづくり全般にどのような影響を与えていくというふうにお考えなのか、この点について確
認をさせていただきます。

○環境課長（宮鍋和志君） 魅力的な公園を整備していくことは、子育て世代に資するばかりではございませ
んで、にぎわいの創出によって、まちの活性化にも結びつくものと考えております。また、当市を訪れる方の増
加によって、市の魅力と知名度の向上にもつながり、東大和市が目指しております日本一子育てしやすいまち
に貢献するものと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 子育てだけではないまちのにぎわい、また魅力の発信ということ、そしてこの東大和
市を多く、すばらしいまちであるということを認識していただくために、ぜひともこういった公園の整備につ
きましては、力を入れていただきたいということ再度お願いさせていただきたいというふうに思います。私ど
も公明党といたしましても、ぜひとも市のお力になれるように、何かしら私どもとしても後押しを、今後とも
させていただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

ぜひ、また進めていただく、この公園整備については関係各所と協議を詰めて進めていただきたいんですけ
れども、1点ですね、ちょっと欲を言わせていただきますと、何かしらのプラスアルファとなるような、遊具
だけではない、プラスアルファとなるような施設の整備についても、積極的に御検討いただけないかというふ
うに思っております。

私ども公明党といたしましては、以前よりこの選定をされた土地の周辺につきましては、多摩湖であるとい
うことから、この日本初、女子フルマラソンの開催地でもございますし、多くのランナーがこの地で、現在も
マラソン、またランニングを楽しんでいらっしゃるわけございまして、より多くのランナーに来ていただき、
快適にランニング、スポーツを楽しんでいただけるような環境整備を進めてほしいというふうに訴えてまいりま
した。特にロッカーやシャワールームなどを備えましたランナーズステーションを設置することで、より多く
の方々、ランナーにこの多摩湖、狭山丘陵に訪れていただけるのではないかとというふうに考えてございます。

そこで、これはお願いなんですけれども、このシンボリックな公園の整備とともに、東京都や各関係団体と
交渉していただく中で、どこかしらランナーズステーションか、もしくはそれに類するような施設を設置して
いただけないものかというふうに考えてございます。ぜひ交渉の折に、頭の片隅に置いていただきながら、進
めていただければなというふうに要望させていただきます。これは要望でございますので、御答弁は結構でござ
います。よろしく願いいたします。

続きまして、この公園に関しまして、遊具の更新ということについて質問させていただきます。

遊具の更新につきましては、都市公園法の規定を受けて、昨年度から点検を実施していただいているということでした。ありがとうございます。

子育て世代の方からは、しばしば遊具が古い、修繕がなされていない、新しい遊具が欲しい、こういったお声を頂戴いたします。市としては、危険度の高い遊具から更新を進めていくというふうなことでございましたけれども、危険度の高い遊具とはどのような状態の遊具なのか、この点、確認させていただきたいのと、また遊具そのものの機能が危険度が高いのか、経年劣化で危険度が高くなっているものなのか、またその遊具を更新する際には全く同じ種類の新しいものに更新するのか、それとも別種類の新しい機能、使い方をする遊具に更新するのか、この点についてのお考え、伺わせていただきたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 危険度の高い遊具とはどのような遊具かということですが、遊具そのものの機能が危険ということではなく、主に経年劣化で危険度が高くなったものを指しております。具体的には、年1回実施いたします公園遊具定期点検におきまして、AからDの4段階の評価のうち、Dと判定されたものを危険度が高いものと考えております。

今後、遊具を更新する場合がございますが、国の補助金を活用して長寿命化を行う場合には、同一の遊具への更新となります。本市の場合、次年度以降の国の補助要件に合わないことから、全く同じ遊具に更新しなければならないという縛りはございません。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） そうしましたら、国の補助がちょっといただけないというようなことでございますので、逆にその縛りがないので、例えば今までブランコがあったところに、また別の新しい遊具、それに匹敵するようなものを備えることができるということで、また公園の様相も新しく変わっていく可能性もあるのかなというふうに認識をさせていただきました。

それで、市民の方から、この新しい遊具ということなんですけれども、従前のありがちな古いタイプの遊具ではなく、いかにも新しい時代の遊具が欲しいといったお声も頂戴しております。例えば、申しあげましたブランコとか滑り台、シーソー、そういったもの、それも楽しいんですけども、例えば立野地区にあるその公園にあるような遊具、こういったものが欲しいという声を多数いただく場合がございます。予算の関係することでするので、難しい部分あるかと思っておりますけれども、可能な限りこうした、先ほど御答弁いただきました、縛りがないということでしたので、可能な限りこうした現役の子育て世代の声に答えてほしいなというふうに思っております。その更新計画のあらましと、その進め方について再度詳しく教えていただければと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 公園遊具の更新についてでございますが、市では都市公園法の規定を受けまして、平成30年度から市内の公園遊具等の点検を実施しております。点検の際、劣化診断及び基準診断から総合判定をしておりますことから、今後、危険度の高い遊具から更新を進めてまいりたいと考えております。その中で、従来のものをそのまま復元するのではなく、新しい時代に合ったものを含めて検討したいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 新しい時代に合ったものという御答弁いただきました。ぜひとも、さまざまあるかと思っておりますけれども、御検討いただければなというふうに思います。

次に、公園というものにつきましては、主に子供が使うものだというような意識がございます。私もそのよ

うな意識、持っておりましたけれども、市民の皆様のさまざまなお声、頂戴する中で、これから大人、特に高齢者の方が使う機会がふえていくのではないかというふうなお声も頂戴いたしました。その点において、大人が遊具のあるような公園を利用して得られるメリット、これどのようなものがあるのか、お考え伺わせていただきたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 大人が遊具のあるような公園を利用して得られるメリットでございますが、特に高齢者の方の健康増進、それから健康寿命の延伸、また公園を通じて他の方との交流を深めていただくことによりまして、社会参加、孤立化の防止の効果もあると考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） そういったお話ありますと、この一般質問の場でも他の議員の方が、さまざま御質問をされておられたような、介護予防という観点からも非常に大きな意味を持つものになっていくのではないかなというふうに考えてございます。

市民の方から、大人の利用できる遊具をぜひとも設置してほしいというような御意見をいただきました。通常の子供の使う遊具でも、大人が使おうと思えば使えるんですけども、大人の遊具というふうなお話でございまして、例としてその方が挙げられたのが武蔵村山病院、お隣の市の武蔵村山病院に隣接する公園の遊具だというふうに伺いました。その詳細おわかりになりますでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） おっしゃってられますのは、武蔵村山市にあるプリンスの丘公園という公園のことだと思います。当該公園には、広場の周囲に4種類の健康器具が設置されております。1つ目は、つかまり立ちして腰をツイストする運動を行う遊具。それから、ぶら下がって背筋を伸ばす遊具。それから、のけぞった姿勢をとって背筋を伸ばす遊具。最後に、背筋を伸ばしながら腹筋運動もできる遊具。この4種類が設置されているようでございます。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） やはり大人の遊具というふうにおっしゃられた市民の方のイメージされるのは、やはりその健康遊具なのかなというふうに確認をさせていただきました。確かに大人が昼間、公園に来てブランコで遊んでもいいんですけども、やはり御自身の健康、体調のことを考えて、やはり先ほど御答弁いただきましたような介護予防という観点から、高齢者の方が利用されるとなると、やはりそういった健康遊具を設置していくことが求められているのかなというふうに思います。また、更新する際には、国の縛りがないので新しいものということでございましたので、ぜひとも1つ2つ、地域の状況等を勘案しながら、こういった点についても御検討いただければなというふうに思います。

この健康遊具ということにつきましては、既に当市でも幾つかの公園で導入されてるかというふうに思います。特に私、いろいろさまざまに御指摘等いただきますとか、向原の中央公園にございます健康マシンというふうな、そういった公園の遊具でございまして、この遊具、大変多くの地域の方々に使われておるんですけども、しかしながらこの遊具、よく壊れまして、直してほしいといった市民の声を年に何回かいただく場合がございます。これにつきまして、やはり大人の遊具——健康遊具というもののニーズがある上で、やはりこれを日常的にきちんと使えるようにしておくことも重要かと思っておりますけれども、このよく壊れるという原因と今後の対策について、どのようにお考えなのか伺わせていただければと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 御指摘の健康マシンは、東京都が向原中央公園を整備された際に、東京都から管理を移管されたものでございます。遊具が日本製ではなく外国製のものであるため、一旦壊れますと部品の入手

が難しく、また多額の費用がかかります。そのため、現状は業者に部品をつくってもらい修理を行って行く状況でございます、これ以上の修理は困難だということでございます。将来、遊具を整備していく際には、メンテナンスのしやすい国内メーカーのものを導入していこうと考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 確かにあの遊具、見ますと説明書きもきちんとしてますし、非常にデザインもいいので、外国製だなというのは確におっしゃるとおり、そうなのかと思いますけども、使ってる中で壊れて修理しにくい、また多額の費用がかかるという点はちょっとですね、今後継続して使っていく、長寿命化という観点からも、なかなか難しい点あるかと思っておりますので、今後新しく整備されるような、そういった健康遊具の場合につきましては、おっしゃるように日本の遊具、日本製の遊具というものを、ぜひとも導入を念頭に入れながら、お進めいただければというふうに思っております。

シンボリックな公園につきましても、また遊具の更新につきましても、市民の皆様の期待、大変大きいかというふうに思いますので、御苦勞の多い事業になるかと思っておりますけれども、ぜひとも御尽力いただければと思います。よろしく願いいたします。

以上で、1番目の再質問につきましては終わらせていただきます。

続きまして、2点目の学力向上の取り組みについてお伺いをさせていただきます。

まず検定試験のことににつきまして、さまざま御答弁を頂戴いたしました。検定試験の意義といたしましては学習意欲の向上、基礎学力の定着など促進される、こういった御認識でございました。学力向上に取り組むしております東大和市といたしましては、その取り組みにこうした検定試験の活用を今後もうまく取り入れていって、市が進める本筋の学力向上策との相乗効果が得られるように、今後とも積極的な取り組みをお願いさせていただければというふうに思います。

そこで、現状の確認でございますけれども、一部の学校で検定試験に取り組んでいるということでしたが、どの学校がどのような検定試験に取り組んでおられるのか、詳細を伺いたいというふうに思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 市内の各学校におきましては、漢字検定、英語検定、算数・数学検定に取り組んでいる学校がございます。小学校におきましては、9校が漢字検定に取り組んでおります。また、第十小学校におきましては算数・数学検定についても取り組んでございます。中学校におきましては、全校が漢字検定と英語検定に取り組んでおります。また、第三中学校と第五中学校におきましては、数学検定にも取り組んでいる状況がございます。

参加人数につきましては、学校ごと、検定ごとの詳細の数は把握できておらず、また学校ごとに参加人数も異なっているというようでございますが、おおむね年間100人前後の受験者がいるというふうに学校から聞いてございます。

なお、学校での取り組み以外においても、児童・生徒が個人で申し込みを行い、受験しているケースもあると聞いてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 漢検、英検については、特に市内中学校については全校で行われているということで、大変心強いと思っておりますし、また小学校におきましても漢字検定、第二小学校を除く9校が漢字検定に取り組んでいらっしゃるということで、大変お取り組み、強く進めていただいているなというふうに思います。やはり漢字も、やはり練習して書かないと覚えませんし、大人でも最近パソコンばかり使ってるので漢字も忘れて

しまいますし、小学校のうちにこういった基礎学力をつけていただくということ、大変重要なのかなというふうに思っております。また、数学検定につきましても、三中与五中につきましてもは取り組んでいらっしゃるということで、大変心強く感じております。

積極的に取り組まれてる学校につきましては、現在の校長の経営方針で進めておられるのでしょうか。それとも、学校としてこれは継続的に取り組んでおられるのでしょうか。これ校長がかわってしまうと、経営方針が変わるので、途中でやめてしまうというような、そういった懸念がございます。また、保護者の意識としてはどうなのでしょうか。把握できる範囲で結構でございますので、教えていただければと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 検定試験に取り組んでいる各学校におきましては、基本的に校長の経営方針や、教員の意見等を踏まえて、毎年、検討して実施しているものと認識しております。また学校によっては、保護者が主催となって取り組んでいる場合もございまして、保護者の意識が大変高いと考えられる学校もございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 校長先生の経営方針、また保護者の意識が高いというような学校もあるということで、その学校、学校によって個性があるなというふうに思いますけれども、ぜひとも校長先生が変わったから、じゃやめたとか、そういったことのないように、ぜひとも教育委員会のほうとしても、この検定試験の受験につきましては、本筋の学習ではないので、学校教育ではないのであれなんですけれども、ぜひまたチャレンジしていったらどうかということ、ぜひサジェスションしていただければなというふうに思っております。この検定試験を受けました児童・生徒におきましては、その前と後では学習意欲や成績の面で変化があらわれてくるのかどうか、またそれあらわれてくるとしたらどのようなものなのか、教えていただければと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 市内の幾つかの学校に聞き取りを行って見たところ、検定を受けると決めた児童・生徒は検定に向けて問題集に取り組むなど、自主的に学習を進めようとする態度が見られていると聞いております。また、検定後には可否にかかわらず、次の検定に向けて学習を進めるなど、より高い難易度に挑戦しようとする児童・生徒がいるとともに、日常の授業においても各検定に応じた教科に対する学習意欲の向上が図られているケースがあるというふうにも聞いてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。今おっしゃっていただいた自主的というところ、大変重要であるかなというふうに思っております。

どのような教科にいたしましても、本当に自主的に学べばおもしろいものでございまして、よく言われる理科とか算数とか、苦手意識のある子が多いというふうに言われますけれども、決してそうではなく、自主的に取り組めば大変おもしろい教科であるなというふうに思っております。この自主的に取り組むということは、非常に重要なポイントであるというふうに思いますし、また学力の向上も見られる場合があるというふうなことでございましたので、ぜひともそういった面におきましても、進めていただければなというふうに思います。

続きまして、算数・数学検定につきましても、三中与五中につきましてもはもう既に行っていたらいい。また、十小におきましても行っておられるということでございました。しかしながら、まだまだ英検や漢検に比べましては、広く知られていない、一般には広く知られていないイメージを持っておりました。しかし、少し調べてみますと年間30万人に及ぶ受験者数があるようでございまして、これはやはり漢検や英検などとともに

多くの児童・生徒が挑戦をされている。当市におきましてもされているということを、再認識をさせていただきました。

以前より私、理数教育の強化ということ、この議会の場でも申し述べさせていただいておりますけれども、そういった観点から東大和市におきましても、さらに勸奨を行っていただきたいというふうに思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 現時点におきましては、算数・数学検定だけではなく、漢字検定、英語検定もあわせて、各学校が自校の特色ある取り組みとして行っているという現状でございます。市教育委員会としましては、各学校の取り組み状況の詳細や、その成果や課題について、今後さらなる情報収集に努めていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○**15番（佐竹康彦君）** ぜひ情報収集に努めていただきながら、こういった効果、例えば三中では、五中ではこういった効果が出ましたよ、十小ではこういった効果が出ましたよということも、ぜひとも校長先生の間で、また教員の先生の間で情報共有できるような、そういったお取り組み、ちょっと手間ですけれどもしていただければなというふうに思っております。こういった算数・数学検定、先ほどおっしゃっていただいた自主的な学習に取り組む、そういったきっかけにもなるかというふうに思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

そもそも漢字検定、英語検定、算数・数学検定、それぞれの具体的な試験の中身、受験料、受験方法など、伺わせていただけますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 具体的な中身ということについてでございますけれども、まず漢字検定についてであります。対象となる漢字数や難易度に応じて12の検定級に分かれており、例えば5級の内容については、小学校6年生修了程度で1,006文字という目安が設けられてございます。試験では、常用漢字などが理解されているか、文章の中で適切に使えるかなどが試験の内容となっております。受験料につきましては、受験する級によって異なっており、1,500円から5,000円までの幅がございます。

次に、英語検定についてでございますが、中学校初級程度のレベルから、大学上級までのレベルまで、7つの級に分かれてございます。出題形式としましては、筆記試験のほかリスニングや録音形式のスピーキングテストなどもございます。受験料につきましては、受験する級によって異なっておりまして、2,000円から5,500円までの幅があります。

次に、算数・数学検定についてでございますが、幼児や小学校1年生のレベルから大学のレベルまで、14つの級に分かれております。出題レベルを見ますと、おおむね小学校からの各学年段階の内容ごとに級が設定されてございます。このことから、大学レベルの1級から、中学1年生レベルの5級までを数学検定、6級以下を算数検定としております。受験料につきましては、受験する級によって異なっており、1,700円から5,200円までの幅がございます。

受験方法についてでございますが、各学校では多くの場合、団体受験として受験希望者の申し込みを学校で取りまとめ、学校を会場に教室などを使用して受験者が試験を受けると、そういった形をとってございます。

なお、受験を奨励し、個人で受験する場合には、指定された受験会場に行き、受験をするといったケースもございます。

以上でございます。

○15番(佐竹康彦君) 私も、かつて英検を受けたことございますけども、特に受験料ということにつきましては、親に頼んで出してもらって、安くはないなということをその当時、思ったことがございます。今お話いただきましたけども、最大で、上の級、受けるということはないのかもしれませんが、5,000円、1,500円、2,000円から5,000円という形で、小中学生の毎月のお小遣いで受けられるっていうのは、ちょっとハードルが高いのかなというふうに思っております。そこで、この受験料ということにつきましては、保護者の方にとっても大変負担なのではないかなというふうに考えてございます。

そこで、他の自治体、例えば茨城県の常陸太田市におきましては、英検を受ける中学生に検定料の一部を補助する制度がございます。この詳細についてどのようなものか、把握しておられますでしょうか。また、同様の補助制度を設けている自治体は、この多摩地域にあるのかどうか、この点についてお伺いいたします。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 常陸太田市の英語検定料助成事業につきましては、中学生の英語力及び学習意欲の向上を図るための事業であり、常陸太田市市内の在学の中学生で、英語検定の受験を希望する生徒の保護者を対象に、1回1,000円を助成するものであると確認してございます。多摩地域の自治体における実施状況についてでございますが、近隣では福生市が小学校6年生と中学校3年生を対象に、公費での受験体制を整備していると聞いております。

なお、英語検定とは異なりますが、多摩市では中学校3年生を対象に、町田市では中学校1年生を対象にして、民間の教育関係事業者が実施しております英語の4技能検査を独自に行っているとのことでございます。その他の自治体につきましては、今後も情報収集等に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○15番(佐竹康彦君) 多摩地域におきましても、さまざまな工夫をされている自治体があるということを確認をさせていただきました。この補助制度に関します評価、またそのメリットについて、市としてはどのようにお考えなのかお伺いさせていただきます。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 助成制度につきましては、各種検定試験への参加に当たってでございますけれども、保護者の費用負担が課題の一つとして考えられているということからも、負担軽減という観点からのメリットがあるものと考えてございます。

以上でございます。

○15番(佐竹康彦君) 特に英検ということにつきましては、これからさまざまな大学入試の改革も進んでいく中で、非常に評価が高いというか、使えるものだというふうな認識も、改めてされてるところだと思えますし、また漢検、算数検定、数学検定につきましても、おっしゃるように本当に基礎中の基礎の学力でございますので、こういった検定試験を受けることを通じて、東大和市の子供たちが自主的に学習に取り組む、そういった契機になることは非常に重要なことではないかなというふうに思っております。その上で、保護者の費用負担につきましては、やはりその負担軽減を図っていく、他の自治体の事例のような補助制度、こういったものを東大和市としても設けていくことが、この市の学力向上施策の一つであるのではないかとというふうに考えますけれども、改めてその点の市の御認識を伺います。あわせて、この補助制度を設ける上での課題がどのようなものなのかも、伺わせていただきたいと思います。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 市長、教育長答弁とも重なるかというふうに思いますけれども、各種検定につきましては、参加を希望する児童・生徒にとって、学力向上の視点も含め、一定の効果があると認識してございます。

課題としましては、検定試験の意義等について児童・生徒や保護者の理解を深めることや、受験料の負担、教員の働き方の改善を見据え、学校会場での実施となる場合の教員のかかわり方や、保護者等の協力体制のあり方、また個人の資格取得の補助に関する財政負担のあり方など、整理する課題が大変多いものというふうに考えてございます。

市としましては、これまでの学力向上策における取り組みの成果等を踏まえつつ、今後どのような施策や取り組みが必要であるかを現在検討している段階でございまして、検定試験への補助事業の可能性なども含めて、今後、多角的に方策等を吟味し、さらなる学力向上の取り組みにつなげていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

ぜひとも、この補助制度につきましては、御検討を重ねていただければなというふうに思っておりますし、また補助制度をつくっていただければなというふうに要望させていただきます。特にこの検定試験につきましては、客観的な学習到達度の目安として、これは将来、例えば英検何級とかが履歴書にも書けるようなものでもございますので、非常にそういった意味でも子供たちの自信につながりますし、将来の道を開く、役に立つ場合もございますので、ぜひともその点、さまざまな多角的な観点から御検討を重ねていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、英語教育について再質問させていただきます。

まずこの英語教育につきましては、小学校におきまして正式教科になると、こういった背景はどのようなものがあるのか伺わせていただきます。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 英語の教科化の背景についてでございますけれども、現代社会においては、グローバル化が急速に進展している中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけではなく、生涯にわたるさまざまな場面で必要とされていることが想定され、これからの時代を生きる児童・生徒にとっては、外国語、特に英語の能力の向上が課題となっていることが、大きな社会的背景として考えられます。

このような社会的背景を踏まえて、英語教育の一層の充実を図るために、これまで小学校5・6年生を対象にして行っていた外国語活動が、小学校3・4年生に移行され、小学校5・6年生は英語科として、新たに教科として位置づけられたものであるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） おっしゃるように確かに社会的な背景というのは大きなものでございまして、この4月から労働市場におきましても、外国の人材が来るというようなことにもなっておりますし、当然ほかには観光でさまざま来られる方もいらっしゃいます。共通となるのが、やっぱり英語でございます。

また、私も今、小学生の子供を持つて親でございますけれども、その周りの保護者の方の英語教育に関する関心も非常に高く、ことしから英語の塾に通わせるっていうようなお話も伺ったことがございます。大変保護者におきましても、また社会的におきましても関心の高い事項であるかというふうに思っております。

この背景を前提といたしますと、児童・生徒に求められる英語の力はどのようなものがあるとお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 児童・生徒に求められる英語の力につきましては、英語の音声や基本的な

表現になれ親しむとともに、実際のコミュニケーションにおいて活用できる力や、主体的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度などを、発達段階に応じて身につけていくことが、必要であるというふうに認識してございます。

以上でございます。

- 15番(佐竹康彦君) 確かにおっしゃるとおりだと思います。日本が近代的な意味で始めた当時の英語教育というのは、とにかく読むんだというような教育でございましたけども、今この21世紀の子供たちに求められているのは、やはり実際のコミュニケーションで、実際に使えるかどうか、また主体的に英語を用いてコミュニケーションをとれるかどうか、非常にコミュニケーションというところが、大きな重要なポイントであるかなというふうに思っております。

この英語の評価についてなんですけれども、御答弁では年間授業数が倍になり、聞くこと、話すことに、書くこと、読むことの指導事項が追加されたとのことがございました。こうした指導事項、全てを推進するために求められる授業の内容やレベルは、どのようなものになっておられるでしょうか。

- 学校教育部副参事(吉岡琢真君) 小学校、高学年におきましては、これまでの聞くこと、話すことの2技能に加えて、読むこと、書くことを加えた4技能の総合的、系統的な学習が展開されることとなります。このような授業におきましては、これまでの音声面を中心としたコミュニケーションの体験を通して、外国語の音声や基本的な表現になれ親しんだことを生かして、読んだり書いたりする学習等、意図的に関連させながら4つの技能をバランスよく身につけていくことが、求められていると考えております。ただし、高学年で初めて扱うこととなります読むこと、書くことにつきましては、なれ親しむことが中心となり、中学年から経験してきている、聞くこと、話すことに求める技能とは同等ではないというふうに認識してございます。

以上でございます。

- 15番(佐竹康彦君) そのコミュニケーションが重要視されてるところから、話すこと、また聞くこと、こういったことを中心に今まで進めておられましたけど、正式教科になるとやはり読むこと、書くことが出てくる。それはまた新しい、ローマ字は習ってますけども、英語そのものを書いて読むということは、なかなかまた難しいハードルの高いものだというふうに思いますので、確かになかなかこれから難しい展開があるのかなというふうに思ってます。重ねまして、これまでの授業の力点がどこに置かれていたのか、それが今後どのように変化していくのかについて伺わせていただきます。

- 学校教育部副参事(吉岡琢真君) 先ほど申し上げた内容と重なるところもございますけれども、これまでの小学校高学年の授業においては、音声面のコミュニケーションを体験するという視点において、英語になれ親しむことを目的に、児童がやってみたいと思うような活動を設定して取り組んでまいりました。こうした中で、ALTなども活用しながら、英語の音声や身近で簡単な表現を、より多く触れさせることが授業設計をする上で重要な点であったというふうに認識してございます。

今後につきましては、外国語活動が中学年に移行されることから、これまで高学年で行っていたことが、中学年の授業の中心的事項になっていくものというふうに考えてございます。また、高学年においては、中学年までの聞くこと、話すことの多様な体験を踏まえて、読むことや書くことを含めた、4技能を関連させた授業展開がなされていくものというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 15番(佐竹康彦君) そうしますと、大分授業の内容が幅広くなって、複雑になってくるということで

ございます。そういった意味では、教材もそうでございますけども、やはり教えていただく人、これが非常に重要なのではないかなというふうに思います。東大和市におきましては、国に先行して外国語活動の時間を、既に70時間を実施をいたしました。ALTの配置時数も倍にふやしていただいております。その積極的なお取り組みは、高く評価をさせていただきたいというふうに思います。

ALTにつきましては、今後も英語教育推進のやはり重要な人的資源だというふうに捉えておりますけれども、こうしたネイティブの人材確保って簡単ではないというような面もございます。そういった意味から、その確保と充足に関して、今後の進め方をどのように考えておられるのか。また、ネイティブではなく、それに準じる能力のある専門家の活用などにつきましても、御見解がございましたら伺わせていただきたいと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 市としましては、英語教育の推進に当たり、英語を母国語とされている、いわゆるネイティブスピーカーのALTの活用は、大変重要であるというふうに認識しております。小学校においては本年度よりALTの派遣時数を増加させてございます。現在、ALTの学校への派遣に当たりましては、派遣業者との契約により、必要な人材確保はできる状況にございます。しかしながら、ALTによっては学校等での指導経験や指導技術、また日本語使用レベルなどの差異も見受けられるところでございます。派遣業者に対しましては、学校への派遣に当たって必要な研修の実施や指導経験等を考慮していただけるよう求めているところでございます。

なお、地域などにはネイティブではなく、英語に堪能な日本人なども多くの人材がいらっしゃるというふうに認識してございます。そういった方の学校での活用も見据え、今後も学校と地域との連携を一層充実させながら、多様な人材を活用した教育活動が展開されるように、努めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○**15番（佐竹康彦君）** いずれにいたしましても、子供にとっての最大の教育環境は、先生、教師であるというふうに確信しております。ぜひともこの人の手当て、人材の確保、またその充足ということにつきましては、ぜひともお骨折りいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、フォニックス学習法について伺います。

このフォニックス学習法ということにつきましては、具体的にどのような学習法なのでしょう。市として、どのような認識、評価を持ってるのか伺います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** フォニックス学習法につきましては、一つ一つの文字と、それに対応する音を教え、その知識で単語が音読できるようにする指導であるというふうに認識してございます。なお、フォニックスと言われる学習方法の中にも、幾つか種類があるように認識してございます。また、市としましては、例えば読むことの初期段階などにおいて、英語のつづりと発音を結びつけて学ぶ指導法として、一定の効果があるのではないかとというふうに認識してございます。

以上でございます。

○**15番（佐竹康彦君）** こうしたこの学習法を取り入れてる自治体があるのかどうか、あればどのような取り組みをしているのかお伺いいたします。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** フォニックスを導入している自治体について調べてみましたところ、平成26年度に大阪府教育委員会がフォニックスなどを活用した教育に関する取り組みを開始しております。ここでは民間業者を公募により選定し、教員研修も含めた英語学習をパッケージとして開発を行ったというふうに関

いてございます。

以上でございます。

○15番(佐竹康彦君) 他自治体でも、大阪府でございますけれども、取り入れているということでございますので、このフォニックス学習法、当市において活用することにつきましての御見解を伺いたいと思います。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) フォニックス学習法の活用に関してでございますが、先ほど申し上げた読むことの初期段階などの指導として、一定の有効性があるというふうに認識してございますが、例えば単発の指導での有効性がないこと、また体系的な計画と継続した指導実践が必要であること。また、今後、英語の教科化に伴い、教科書に基づく指導が基本として行われる中で、この学習法をどのように指導計画の中に位置づければよいかという、そういった研究の必要性、そして他の自治体の研究報告によると、授業のマンネリ化の改善などの課題が示されていることなどが挙げられており、導入に当たってはその可能性も含めて、実施するという可能性も含めて時間をかけた研究が必要になってくるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○15番(佐竹康彦君) さまざま難しい点があるということは理解をさせていただきました。先ほどおっしゃっていただきました読むこと、書くことが、また入ってくるということ。このフォニックス学習法ということにつきましては、そもそもの読む、書くということに力点を置いた学習法でございますが、確かに英語の単語のつづりというのは、ローマ字読みしても読めない単語がありますし、書けない単語もございますので、読めない、書けないというのは、すぐにその語学について学習意欲がしぼんでしまう可能性もございますので、実施に向けて可能性も含めて大いに検討していただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、プログラミング教育についてお話を移させていただきます。プログラミング教育につきまして、その基本的な考え方や実践方法などの理解を深めて、授業実践につなげることが課題であるというふうなことでございました。まず英語教育と同様に、プログラミング教育が必修科となる背景にはどのようなものがあるのでしょうか。また、小学校の児童に求められるプログラミングの力とはどのようなものなのか。そして、課題のお話で出てまいりました基本的な考え、実践方法について詳細に伺いたいと思います。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) これからの社会を生きていく子供たちにとっては、コンピューターとプログラミングの働きを知るとともに、必要に応じて上手に活用していくことが、一層重要であるとの社会的背景から、プログラミング教育が導入されてございます。必要なプログラミングの力についてでございますが、小学校段階においては、プログラムの働きのよさ、情報社会がコンピューター等の情報技術などによって支えていることに気づくこと。また、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように改善していけば、より意図した動きや活動に近づくのかなど、論理的に考えるというプログラミング的思考が必要でございます。

基本的な考えとしましては、このプログラミングで育成する力を確認し、教員一人一人が授業のイメージをつかめるようにしていくことでございます。実践としましては、例えば学習指導要領におきましては、第5学年の算数において、正多角形の性質などをもとに、プログラミングを通して正多角形が書けることとあわせて、人にとっては難しい作業でもコンピューターであれば容易にできると、そういったことに気づかせる学習などが例示されてございまして、このような授業実践が今後必要になってくるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○15番(佐竹康彦君) その授業実践につなげるためには、どのような取り組みを市としてしていくことが有効であるというふうにお考えでしょうか。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) まずは次年度に向けて各教科等において、年間指導計画にプログラミング教育をどのように位置づけるかを検討していくことが必要であるというふうに認識してございます。学校ごとに研修会や先進校の授業視察、学校間交流等を通して自校のプログラミング教育の指導計画を立てることにより、学校や児童の実態に即した授業実践を行うことへの効果を期待してございます。

以上でございます。

○15番(佐竹康彦君) それでは、各小学校でこのプログラミング教育の効果を上げていくために必要な人材、学習環境の整備の面ではどのような課題があるのでしょうか。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 現在プログラミング教育を進めるに当たり、都や市の研修会への参加を促進してございます。今後につきましては、民間団体や企業との連携による研修や授業の実施、また各学校や児童の実態に即した教材の選定が課題であると認識してございます。

以上でございます。

○15番(佐竹康彦君) ありがとうございます。

先ほども英語のときに言いましたけれども、やはりこの教員の方、最大の教育環境である教員の方の力が重要なのかなというふうに思っております。そこで、英語におけるALTのように、プログラミング教育におきましても、専門的知見を持ちますICT支援員、この活用が教育効果を高める手段の一つであるというふうに考えてございます。このICT支援員の配置に関しまして市の御見解を伺います。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 現在、市におきましては、ICT支援員等の活用は行われてございません。

ICT機器の活用やプログラミング教育の推進に当たりまして、ICT支援員の活用というのは、効果が大変期待されるものというふうに認識してございますが、市の財政事情等も踏まえ、学校教育の充実に向けた重要施策を検討していく上で、ICT支援員の配置については現在のところ検討してございません。

以上でございます。

○15番(佐竹康彦君) ぜひ、先ほど申し上げました人が重要であるというふうに思いますので、御検討のほどよろしく願いいたします。

また支援員、すぐに配置できないということでありましたら、やはり教員の方々の研修ですね、これぜひ力を入れていただいて、教員の方自身が、プログラミング、おもしろいなど学習手段としても幅が広いなというふうに実感できるようにございましたら、こんな使い方も、あんな使い方もできると、創意工夫にもつながりまして、子供にも影響が及んでいくと思いますので、この点につきましてもよろしく願いいたします。

プログラミング教育を進めていく上で、現状よりさらに教育現場でのICT機器に関します環境整備拡充が必要になるというふうに私は考えております。市として今後どのようにこれを進めていかれるのか、お伺いいたします。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) プログラミング教育を進めていく上でのICT機器としましては、まずコンピューターの充実が考えられます。現在、各学校には児童が学習用として活用できるコンピューターが40台ございますが、台数の充実については、今後検討課題であるというふうに認識してございます。また、各小学校におきましては、コンピューターを活用したプログラミング教育の研究を進めており、今後プログラミング教育に必要な教材の選定につきましても、推進校である第二小学校の成果等も踏まえ、必要な情報提供を行う

など、その充実に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） この財政を伴うものなので、非常に頭の痛いところだと思うんですけども、ぜひこのICT機器の充実拡充、23区と比べましても、この多摩地域におきましては、もう本当に少ないっていうようなことを、私、同級生で文京区で小学校の教員をやっていた者が、昭島市に行ったらその違いにびっくりしたというような話もございますので、ぜひともこの点につきましてもさまざまなお取り組み、進めていただきたいというふうに思います。

今お話ございました推進校でございます第二小学校の取り組みを、全市的に広げていくことにつきまして、今後の市の展望を伺いたいと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 現在、第二小学校におきましては、4月から10月までに校内における研究授業を3回程度行い、その成果と課題の検証を行ってございます。また、各校にも情報提供を行うとともに、講師の先生からの指導を仰ぐことで、プログラミング教育の授業の精度をより高いものにしようとして努めてございます。今後、第二小学校におきましては、1月に研究発表を行う予定でございますが、発表内容につきましては教育委員会としても、指導主事等が十分にかかわりながら、市のプログラミング教育の充実に資するよう努めてまいりたいと考えてございます。また、研究発表会当日には、市内小学校のプログラミング教育の担当者はもちろんのこと、できる限り多くの教員が参加できるよう、働きかけてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひ、新しい取り組みになりますので、ぜひともさまざまな点、御留意いただきながら進めていただきますようお願いをいたしまして、2番目の質問を終了させていただきます。

続きまして、3点目の子供読書活動について再質問をさせていただきます。

先ほどさまざま伺いましたけれども、外国語を学ぶにいたしましても、理数教科の学習を進めるにいたしましても、その全ての基盤は母国語の言語能力でございます。母国語、この日本語の力をつける最も有効な手段が読書だというふうに思います。その効果は、長い目で見たとき、必ずあらわれてくると思っておりますし、読書そのものが子供たちの心の世界、また世界を見る視野を広くさせるものでございます。改めまして、子供たちに与える読書の影響、効果をどのように考えておられるのか伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 子供たちに読書が与える影響についてであります。議員の御指摘のとおり、子供たちの心の世界、また世界を見る視野を広くさせるもので、こうした想像力が高まり、見識も広まることにより、何か困難に直面したときにも、子供たちの生きる力になり得るものと考えております。また、教育長答弁にもありましたとおり、学力の向上につながるものと考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 学習の面におきましても、またその子の人生におきましても、非常に大きな影響を与えるということを再確認をさせていただきました。

それで、これまでも市といたしまして、子ども読書活動推進計画を着実に進めてきていただいているものと私は認識してございます。改めまして、これまでどのような活動を推進してこられたのか、学校教育、社会教育それぞれの役割分担も含めまして伺いたいと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 学校教育におきましては、読書習慣等の取り組みや、国語を中核として各教科等の特質に応じた言語活動や探求活動における学校図書館の利活用を通しまして、読書活動の充実を図っ

ており、子供の言語能力の向上を図っていく役割があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○中央図書館長（當摩 弘君） 社会教育といたしましては、推進計画の授業実施報告書を作成するに当たりまして、毎年、各施設等にアンケート調査を実施し、情報の把握に努めていることがございます。また、アンケート調査をする中で、図書館の団体貸し出し制度を御存じない施設等があることがわかり、情報の周知という面でも効果があったものと考えております。そのほか読書環境をよくするための活動といたしましては、選書や収集による身近によい本がある環境づくり、物語の世界に触れ、楽しむための読み聞かせ会やおはなし会などの開催、さらに子供の読書にかかわる人への講習会の開催、活動への協力などを行っております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） そうしたさまざまな御努力をいただいておりますのにもかかわらず、この読書時間の減少傾向が見られたっていうのは、大変大きな課題かなというふうに捉えております。この5年間にわたります児童・生徒の読書時間の推移について、詳細な数値があれば教えていただきたいと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 市内児童・生徒の読書時間の推移についてでございますが、東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査におきまして、小学校第5学年の児童の未読書率につきましては、平成26年度7.8%、平成27年度5.4%、平成28年度5.4%、平成29年度10.6%、平成30年度12%となっております。また、中学校第2学年生徒の未読書率についてでございますが、平成26年度5.6%、平成27年度4.7%、平成28年度4.6%、平成29年度21.8%、平成30年度21.5%となっております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 29年度、30年度でかなり大きく下がっているというような現状が見てとれました。大変大きな課題なのかなというふうに思います。お取り組みをかなりしていただいているものというふうに、私は認識してるわけですが、何でこういったことになるのかというのが、ちょっと不思議でございます。これまでの児童・生徒の読書活動に関しまして、市が取り組んでこられた事業がどのような効果を出してきたのか、御見解を伺いたいと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 学校教育としましては、各学校に学校図書館指導員を配置するとともに、学校図書館活用推進委員会を年2回実施するなど読書活動を推進してきました。また、各学校の教育課程に読書習慣等の取り組みや、国語を中核とした各教科等における言語活動の充実などを推進してまいりました。こうした取り組みを通して、読書環境や読書指導の充実が図られてきているものというふうに認識しております。

以上でございます。

○中央図書館長（當摩 弘君） 社会教育におけます事業効果につきましては、子ども読書活動推進計画を策定するまでは、家庭や地域、学校、教育委員会、市の子育てに関係する機関等が、個別または少数で協力し合いながら子供の読書活動を行ってまいりました。しかし、推進計画を策定したことによりまして、家庭を含めたさまざまな子育てにかかわる機関等が、共通の目的を持ち連携するためのよりどころができましたので、推進計画をもとに意見交換等するなど、情報や資料を得やすくなってきていると認識しております。情報量がふえることで課題解決のヒントも得やすくなり、また共通の課題としてともに考えていくことができるようになったことなども、効果が期待できると考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） そういった形で、計画を進めていただく中で、この29年度から小中ともに読書時間の減少が見られるっていうのは大変、何でなのかなというふうな疑問点がございます。平成30年度においては、小学校5年及び中学校2年で全く読書をしない生徒の割合がふえたということでもございましたけれども、近年のある調査におきましても、大学生の半数が、1日の読書時間がゼロという結果が出ておまして、これは小学校、中学校、高校の読書習慣が、そのまま延長しているのではないかというふうに思っております。大学生は勉強するんじゃなくて学問をする、そういう立場でございますけれども、その学問をする立場の学生が、半数が1日の読書時間ゼロという、ちょっと驚異的というか、数字でございます。社会的な趨勢といたしましても、特に若い世代の読書離れというものが加速している感がございます。東大和市だけの傾向ではございませんので、判断するのに難しい部分あると思いますけれども、この30年度の減少傾向の原因、どのようなものなのか伺わせていただきたいと思っております。壇上答弁におきましては、文部科学省の調査内容を教えていただきました。社会全般の状況に起因すると考えられるもの、また東大和市の状況に起因すると考えられるものについて、あわせて伺いたいと思っております。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 子供の読書活動に与える影響につきましては、平成31年3月に示された文部科学省の調査、子供の読書活動の推進等に関する調査研究におきまして、幼少期に読み聞かせをしていた家庭の子供は、その他の子供に比べて本を読まない子供の割合が少ないこと、保護者が読書をしている場合、自分から進んで読書をしている子供の割合が多いこと。図書館、書店、本屋が行きやすいところにある場合、また学校図書館が利用しやすい場合、読書をする子供の割合が多いことなどが明らかになってございます。こうした社会全般の状況につきましては、市の状況においても同様であるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○中央図書館長（當摩 弘君） 平成30年度分の事業報告につきましては、現在、具体的な資料等は持ち合わせておりませんが、近年の傾向といたしまして、図書館の利用状況につきましても、貸し出し冊数の減少傾向が顕著となっております。これは近隣市におきましても、同様の傾向が見られると伺っております。その意味では、小学5年生及び中学2年生に限らず、読書時間の減少傾向が進んでいるものと思われまます。理由といたしましては、スマートフォンを初めとした社会生活環境の変化により、活字離れが一層進んでいることなどが挙げられると思われまます。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 社会的な状況の変化と、大変大きな部分であるのかなというふうに思います。

この文部科学省の調査におきまして、学校図書館の利用環境等が挙げられておりました。現状、東大和市の子供たちの読書時間数に減少傾向が見られる中で、市として学校図書館の充実という点ではどのような認識を持たれておられるのでしょうか。

充実といっても、単に蔵書数だけではなく、人員の面、図書館のハードの面など、多様な要素があるというふうに思いますけれども、その全体を含めて伺いたいというふうに思いますし、また足らざる部分があるとすれば、その充足をぜひともお願いしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 市内の学校図書館が児童・生徒にとって親しみやすく利用しやすくなるようにするために、児童・生徒の興味関心に応じた資料や調べ学習に必要な資料の収集により、蔵書構成を充実させること。また、図書展示や装飾、書架配置の工夫など、こういったものを行っていく必要があるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時42分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（佐竹康彦君） 学校図書館の充実ということにつきましても、ぜひとも御努力いただければというふうにも思います。また学校の読書環境ということにつきましては、朝の読書時間ということもございますので、そういった中で朝の読書時間をやりながら、この未読率という、未読率というのはなかなか、何でなんだろうなというところがございます。この原因につきましても、ぜひとも究明をしておいていただければなというふうに思います。

再度、先ほどの調査に戻りますけれども、幼少期の読み聞かせや、保護者の読書量と関係があるというふうなお話ございました。学校教育、社会教育だけではなく、家庭、保護者のかかわりも大きいというふうにとめております。東大和市の子育て世代、保護者がより読書活動に関心を持ち、能動的に子供たちとともに、これを推進していく意識にならなければ、全体的な向上は難しいのかもしれない。この家庭、保護者の役割につきましても、市の認識とそれに対する期待はどのようなものか伺わせていただきます。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 児童・生徒の言語能力を初めとする学習の基盤となる資質能力の向上を図るためには、家庭における役割が重要であると認識してございます。学校においては、音読や図書館の活用など、家庭学習の課題を適切に生かすなど行ってございますが、今後も家庭との連携を図りながら、家庭での読書活動を推進する必要があると考えてございます。

以上でございます。

○中央図書館長（當摩 弘君） 子供にとって、最も身近で信頼のできる大人である保護者からの影響は大きいものがあると認識しております。しかし、保護者の読書に対する意識改革を進めることは、なかなか難しいものがあると思われまます。ただし、子育て中の保護者につきましては、子供と一緒に図書館へ来てもらい、本の世界を共有してもらおはなし会などの行事に参加してもらうことで、子供たちには幼少期の感受性豊かな時期に、本のおもしろさを体感し、読書習慣を身につけてもらえるきっかけになるのではないかと期待しております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） そういった保護者への啓発活動、ぜひとも今後とも強くお取り組みいただければというふうに思います。

子供に本に興味を持ってもらうということにつきましては、その本を手にとってもらう一環といたしまして、これまでも学校図書館指導員の方や、市の図書館職員の方による本の紹介、イベントの開催など多様な事業を行っていただいているものというふうに思っております。その詳細を教えていただきたいのとあわせて、例えば本屋大賞のように、本の現場、読書の現場に直接かかわっている方たちのお勧めというものは、興味を持つ大きなきっかけとなると考えております。YA文学など子供たちが読みやすいものには、国内外でよい作品も多くございます。こうした本を紹介し、手にとりやすいように、各年度で指導員大賞、図書館職員大賞など、図書館の現場で読書活動に取り組んでいただいている方々のお勧め本の紹介の機会をつくってみるのも、

ひとつおもしろい取り組みではないかと考えますけれども、この点についての御見解を伺いたいと思います。

- 学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 学校図書館指導員による取り組みにつきましては、各学校の実態に応じて、図書展示や装飾、書架配置など、さまざま工夫を行っており、計画的、継続的に進められてございます。指導員のお勧めの本の紹介の機会につきましては、これまでも季節、学習内容に合わせたテーマによるお勧めの図書展示や、先生のお勧めの図書展示など行ってございますが、指導員大賞などについても今後参考にしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

- 中央図書館長（當摩 弘君）** 図書館では、おはなし会、わらべうたの会、ブックトーク、お勧めの本のリストの配布とあわせての図書展示と、さまざまに事業を行ってございます。図書館職員の大賞などとお勧め本の紹介の機会をつくることにつきましては、何々大賞というものはございませんが、過去に企画といたしまして、図書館職員のお勧め本の紹介を行ったことがございます。また、毎年、各学校の夏休み等に合わせて、学年別の図書館委員からのお勧め本のリストなど配布してございます。何々大賞という企画につきましては、またPR効果等も期待できますことから、また参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

- 15番（佐竹康彦君）** 今後とも社会教育分野、また学校教育分野におきまして、子供の読書活動推進、力強く推進していただきたいことをお願いいたしまして、この項を終了いたします。

続きまして、4点目の市の情報発信について伺います。

市は、ツイッター、フェイスブック、活用しておりますけれども、インスタグラム、LINEは活用していないとのことでした。交換におきましては、この利用が特に若い世代で広がっているようでございます。若者のフェイスブック離れが顕著で、インスタグラムの支持率が急増、LINEは幅広い年代層に受け入れられ、ツイッターとインスタグラムは15歳から24歳の若年層、フェイスブックは45歳以上の中高年層にそれぞれ強いと。LINEは特に連絡用で85%の活用であって、趣味、情報用途ではツイッターとインスタグラムがそれぞれ49%、ニュースチェックは3割がツイッターというような調査結果も出てございます。こうした社会情勢を踏まえまして、インスタグラムやLINEに関して、市はどのような認識を持っておられるでしょうか。

- 秘書広報課長（五十嵐孝雄君）** インスタグラムとLINEに関してでございます。これまで、こちらにつきましては広報の主管課長会の場ですとか、そういったところを通しまして、近隣自治体と情報交換をしてみました。その中では、写真、画像を中心に情報発信するインスタグラムと、また主には利用者間で会話をすることを中心としているLINEにつきましては、その特性から行政としての活用がちょっと難しいのではないかなというような意見が多かったように認識しております。しかしながら、先ほど御紹介いただきましたとおり、インスタグラム、LINE、いずれも利用者数はどんどん年々ふえております。また、他の自治体における活用も少しずつ見えてまいりましたので、市としての活用可否も含めまして、研究してまいりたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

- 15番（佐竹康彦君）** それでは、現在、他の自治体で、このインスタグラム、LINEの活用状況について、市としてどのように把握しておられるのでしょうか。多摩地域等、全国的に広げた場合についてどのようになっているのか、他自治体との実績はどのようなものがあるのか伺います。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） インスタグラム、LINEの各自治体での取り組みということでございますけれども、まずインスタグラムについて、多摩地域26市の状況、御紹介させていただきたいと思っております。現在、市において公式のアカウントを取得して、実際に投稿を行っている自治体は全部で5市ございます。投稿につきましては、事業やイベントの紹介というものが多くございまして、中には人物の紹介を中心に投稿しているような例もございまして、また、LINEに関してでございますが、市において公式アカウントを取得して、実際に投稿を行っている自治体は2市ございまして、事業のお知らせ、あるいは観光に関する投稿をしているというような状況でございます。

また、全国の自治体の取り組み事例ということでございまして、まだ研究始めた段階でございまして、多くの事例研究には至っておりませんが、インスタグラムに関しましては、写真の共有、主にしたツールということもございまして、その自治体の視覚的な魅力を遠く離れた方にアピールするという点で、旅行先や移住先の候補地にしていただくというような使い方をしている例が多くございます。

また、LINEに関しましては、広報広聴の視点で申しますと、トークの機能を使いまして、登録いただいた住民向けに行政情報を一律に配信する活用例のほか、民間企業と連携をしながら、利用者の希望する行政情報、絞り込んで配信している例、あるいは逆に住民側から寄せられた情報に対応している例などがございまして、

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） こうしたものを自治体が活用することに関しまして、メリット・デメリットはどのようなものがあるのでしょうか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） メリットといたしましては、1つは利用者がふえておりますインターネットを活用した情報発信手段を用いることで、即時性を持った効果的な情報発信ができることにあると思っております。また、活用の範囲次第であると思っておりますけれども、経費をかけずに効率的な情報発信が行える点も、メリットの一つであると認識しております。

一方、課題といたしましては、インスタグラムでは写真投稿ということでございまして、誰に何を伝えるか、またその効果として何を期待するのかといった部分を、明確に設計をしていく必要があるのではないかなというふうに認識しております。

同様に、LINEに関しましては、本来の活用方法という視点に立ちますと、利用者間での会話ということが求められますことから、市としての活用をする場合には、その手法とともに取り組み体制の整備も必要になってくるのではないかなというふうに認識しております。

また、インスタグラム、LINE、いずれも効果的に運用するためには、市民の皆様を初めとする利用者の方に参加をしていただく必要があるのではないかなというふうに思いますので、そうしたルールづくりも必要になってくるものというふうに認識しております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 市におきまして、このユーザー数の多い、こうしたSNSの新しい取り組み、ぜひとも積極的に行ってほしいというふうに思います。

壇上でも御紹介申し上げましたLINEの公式アカウントを、地方公共団体が無償で利用することができるということもございまして、こうした民間会社の取り組みを活用して、新たな情報発信のあり方を検討すべきだというふうに考えますが、市の御見解を伺います。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） まだ、研究の緒についた段階でございまして、御指摘いただいた内容を含

めまして、どの程度の効果が期待できるのか、あるいは人的な労力を含みます費用対効果などにつきましても、他の自治体での取り組み事例を参考にしながら、研究させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 続きまして、このSNSの観光事業面での活用でございますけれども、第8回うまかんべえ～祭での事例がございました。これにつきまして、どのような取り組みを行って、どのような効果があったとお考えでしょうか、お伺いいたします。

○市民部副参事（宮田智雄君） 第8回うまかんべえ～祭において、Instagramを活用した事例の詳細についてでございます。今回のお祭りには、ウェブ制作等を手がけ、多摩地域の広報物の電子書籍サイトを運営しております市内事業者が事業協賛してございまして、その事業者が新規開設しましたInstagramアカウントを使用して、お祭りの当日の会場の様子や、グルメコンテストに出展したグルメなどの写真を随時、情報発信してございました。投稿者の技術も加わった写真は、見ばえがよく、視覚的に訴えかけることができるInstagramのメリットが生かされており、ユーザーに対してはお祭りへの来場意欲の喚起という面で一定の効果があったものと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） やはりInstagramと観光事業との親和性が高いというふうに、認識をさせていただきました。こうした事例を参考にいたしまして、特に観光の分野でインスタ映えする東大和市のスポットを市内外の人から募集してアップしていく、そういった取り組みもしていただければなというふうに思います。他の自治体では、ハッシュタグを用いた形でのプロモーションも行われておりますので、こういったことも参考に、ぜひとも行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 観光分野での新しいSNSを活用した今後の取り組みについてでございますが、ただいま議員さんから御提案ございました内容につきましては、観光情報を発信する上で、その効果に期待が持てるものと認識しておりますことから、うまかんべえ～祭で協賛を得た市内企業等の御意見を伺いながら、観光事業の活用につきまして研究してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） その他の市の事業におきましては、やはり映像でわかりやすく伝える工夫の一つとしてInstagramを活用する。また多くの世代が頻りに連絡手段として活用するLINEを、市から市民への行政情報の連絡手段として活用することについて、改めて市の御見解を伺います。

○企画財政部長（田代雄己君） 時代の流れを捉えまして、複数ある情報手段を有効に活用することは必要なことであると認識しておりますので、InstagramやLINEの活用につきましては、その特性等を踏まえて、また他の自治体の取り組み事例などを参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひとも積極的な御検討、また実施をよろしくお伺いいたします。

続きまして、5点目の南街地区の防災対策強化について伺います。

さまざま市長答弁で消火栓の数のこと、また小型ポンプ車の件につきましては御答弁をいただきました。住宅木密地域ではございます、こういった地区につきまして、今後どのように災害対策の強化を図っていくのか、今回の火災の事例も踏まえまして、今後の対策について市の考えを伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 住宅木密地域の火災対応につきましては、建築物の不燃化の推進や、それから道路の拡幅等のハード面の対策が重要な取り組みとなりますけれども、一朝一夕には進まないのも事実でございます。ということで、現在は木密地域の災害対策の強化といたしましては、ソフト面の対策の強化を進めていきたいと考えてございます。この6月から北多摩西部消防署では、今後の推進要領を定めまして、要配慮者に対する防火・防災診断の実施を初め、各種広報活動や防災講話、夜間巡行警戒を実施していることがございまして、引き続き消防署、消防団と連携しながら、市民の皆様の防火意識の向上に努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひとも市民の皆様の命を守るための取り組み、強く推し進めていただきたいことを念願いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中 村 庄一郎 君

○議長（中間建二君） 次に、8番、中村庄一郎議員を指名いたします。

[8 番 中村庄一郎君 登壇]

○8番（中村庄一郎君） おはようございます。

昨夜、10時22分ごろ、山形県沖を震源とする地震がございました。山形・新潟・石川県を初めとする被災地の皆様方には、お見舞い申し上げる次第でございます。ただ、予断を許すことなく、まだこれから余震とか、あと雨による二次災害等々あるそうでございます。ぜひ、被災地の皆様方には、これからもくれぐれもお気をつけて、いち早い行動をとっていただくように願ってやみません。

それでは、8番、自由民主党、中村庄一郎、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1といたしまして、学校教育についてであります。

1の①といたしまして、市内小中学校のいじめの現状と今後の課題について。

②といたしまして、市内小中学校のクラブ活動の現状と今後の課題について。

③といたしまして、特別の教科道徳について。

アといたしまして、小学校での現状と今後の課題について。

イといたしまして、中学で今年度から始まった教科の変更点及び課題について。

大きな2番としまして、未就学児の安全対策について。

①といたしまして、保育園児や幼稚園児の園外散歩等での安全確保について。

大きな3といたしまして、土砂災害警戒区域等についてであります。

①といたしまして、東京都の土砂災害警戒区域等の指定を受けた地域の現状と今後の課題についてであります。

以上、再質問におきましては、自席にて行わせていただきますので、よろしく願いをいたします。

[8 番 中村庄一郎君 降壇]

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、学校教育についてであります。市内小中学校のいじめの現状としまして、いじめの認知件数が増

加傾向にありますことから、いじめ防止の取り組みを、今後、一層強化していくことが必要であると認識しております。また、市内小中学校の部活動等の現状と今後の課題についてであります。小学校におきましては、教育課程内の活動として児童が定期的にクラブ活動に取り組んでおります。中学校におきましては、学校の実態を踏まえた部活動が行われ、教育課程外の活動として生徒の自主的・自発的な活動が展開されております。今後は、中学校の部活動における指導者の確保などが必要であると認識しております。

次に、特別の教科道徳についてであります。現在、小中学校ともに特別の教科道徳が全面実施され、児童・生徒の道徳性を養うために効果的な授業実践が求められております。今後は新学習指導要領の趣旨等を踏まえた授業改善を図るなど、教員の指導力の向上等に努めてまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、保育園、幼稚園の散歩時における安全確保についてであります。保育園におきましては保育所保育指針に、幼稚園につきましては学校保健安全法にそれぞれ従い、事故防止のためのマニュアルを作成し、施設長のリーダーシップのもと組織的に取り組んでおります。散歩時の安全確保につきましては、歩道の有無や交通量の状況、その他、危険箇所の確認を行い、職員間で情報共有を図るとともに、複数名の保育者が対応するなど、安全に十分に配慮し実施しているところであります。

次に、東京都が指定した土砂災害警戒区域等の現状と今後の課題についてであります。平成31年3月15日付で、市内54カ所が土砂災害警戒区域に、うち50カ所が特別警戒区域に指定されております。今後の課題につきましては、土砂災害ハザードマップの作成や警戒避難体制の整備等について、地域防災計画に反映させる必要があると認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 学校教育についてであります。市内小中学校のいじめの現状につきましては、平成30年度のいじめ認知件数が、小学校36件、中学校23件となっており、ここ数年は増加傾向になっております。課題といたしましては、学校及び教育委員会におけるいじめ防止の取り組みを一層強化するとともに、発生したいじめに対しては迅速で丁寧な対応を行い、いじめの早期の解消を図ることと考えております。

次に、市内小中学校の部活動等の現状と今後の課題についてであります。小学校におきましては、授業時間の中で、児童の興味関心を生かしたクラブ活動を年間20時間程度計画し、4年生以上の児童が取り組んでおります。中学校におきましては、学校ごとに実態に応じた多様な部活動が行われ、顧問の指導も受けながら、生徒の自主的・自発的な参加による活動が展開されております。課題といたしましては、特に中学校における生徒のニーズと、設置する部活動との関連や、教員の働き方の関連から指導者の確保などが課題となっております。

次に、特別の教科道徳についてであります。市では小学校は平成30年度より、中学校が令和元年度より、特別の教科道徳に取り組んでいるところであります。授業では、児童・生徒自身が道徳的価値を自分自身のこととして捉えられるよう考える道徳、議論する道徳への転換を図ることが重要であります。そのため、各学校におきましては、道徳が教科化された趣旨を踏まえ、指導計画に基づき、授業実践を通して、児童・生徒の道徳的判断力等の育成を図っております。今後は小中学校ともに児童・生徒が問題解決的な学習や、体験的な学習等を通して、自己を見詰め、自己の生き方を考えるための授業改善を一層進めてまいります。また、教科化に伴い、指導内容につきましてはの評価を適切に実施することも必要であると認識しております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

この一般質問に向けて数週間前から、いろんな市民の人からいろんな御意見を伺ったり、通告の内容についてはかなり敏感に、いろんなことに対応してきたりしてまいりました。それは恐らくここにいる議員のみんなが、それぞれみんな立場はそうだと思いますけれどもですね。

この4月30日に、埼玉県越谷市で、沖縄の男子高校生が、偶然居合わせた民家火災で、取り残された16歳の少女の人命救助を行うと、こういうことがありました。また、5月11日には、踏切で立ち往生の老夫婦ですね、これを高校生4人が見事な連携で救出をされた。また、足利のほうでは、橋の上に立っているの見かけて、一度は通り過ぎたんですけども、おかしいなと思いつき引き返して、飛びおりようとした女性の命を救った高校生がいたそうです。このようなニュースからは、小中学校時代のさまざまな豊かな学びや経験、体験などの状況が、これらの生徒の背景にあったのではないかと想像できる事例であると思います。学校教育の可能性を考えるだけでも、すごくうれしくなるものであります。

さて、この学校教育については、小学校では来年度から、中学校では、再来年度から新しい学習指導要領に基づく教育が本格的に実施されることとなっております。今まさに教育が変わろうとしているところで、東大和市の教育にもさらなる期待をすることはあります。しかしながら、実際の子供たちの環境に目を向けますと、いじめや不登校、児童虐待といった問題を初め、多くの教育にかかわる課題が山積しているものも事実ではあります。また、新たな教育をさらに推進していくに当たっては、昨今の学校の状況を考えると、教員の働き方の改善も十分に踏まえながら、関連の取り組みを進めていく必要があるのではないのでしょうか。

さて、これらのようなさまざまな状況の中において、今回取り上げさせていただいた3つの課題については、どこか共通の根っこのようなものがあるのではないかと考えております。取り上げさせていただきましたので、改めて詳細についてお聞きしたいと思います。

それでは、まず、いじめに関する質問であります。

いじめについてであります。この5月19日の日曜日、9時から、NHKのスペシャルで、「子どもの“声なき声” いじめと探偵～行き場を失った“助けて”～」と、子供たちの声なき声に迫る新シリーズとして、第1回は過去最大となりましたいじめについてですね。学校に相談しても助けてもらえない。子供の様子がおかしい。いじめられているのではないのかという親の心配とかですね。全国から相談が殺到する探偵事務所がある。通称、いじめ探偵。時には、加害者の特定をすることに動き、時には学校関係者を直撃し、出口の見えない問題に独自の手法で突破口を見出し、解決策を探っていくというような、こんなシリーズでやっておりました。

さて、東大和市の学校におけるいじめの現状として、認知件数が増加傾向にあるという答弁でありましたが、その背景や理由をどのように分析しているのでしょうか、お教えいただきたいと思っております。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 学校におきましては、いじめそのものへの意識が高まっており、児童・生徒の一人一人の状況について、言動などの観察や対話などを丁寧かつ積極的に行っております。その中で、これまではいじめとは余り捉えていなかったような初期の段階のいじめ、また比較的軽微ないじめについても、対応することが重要であるという認識が定着をしてくれており、学校において、これらについても積極的に認知をしている状況にあることから、認知件数も増加しているものと認識しております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） それでは、いじめに関する対策として、学校では現在どのような取り組みを行っているのでしょうか、お教えいただきたいと思います。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 先ほど申し上げました初期の段階のいじめを含むいじめが起こった場合には、学校いじめ対策委員会を活用するなど、早期の対応を学校の中で組織的に行っております。また、そのほかにも学校ごとのいじめ防止基本方針の策定、日常の観察による気づきへの対応と保護者との連携、スクールカウンセラーの活用、また学校内での年3回の研修などを行っております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、各学校がいじめ防止に取り組み、いじめがなくなることを目指すことは大変重要であり、学校に大いに期待するところではありますけれども、現実の問題といたしまして、いじめを根絶することはなかなか難しい課題ではないかと思うのですけれども、教育委員会としてはどのように考えているのでしょうか、お教えください。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 学校においても、教育委員会におきましても、いじめの根絶に向けて強い気持ちを持って取り組んでいきたいと考えております。いじめ防止に向けて、その気持ちを持って取り組むことが重要であると認識をしておりますが、いじめをゼロにするということについては、大変難しい課題であるという認識も持っております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） それでは、お聞きします。教育委員会においては、いじめ防止に向けてどのような目標設定を行っているのでしょうか。また、目標に対する現在の状況はどうなっているのでしょうか、教えてくださいいただきたいと思います。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） いじめの防止等につきましては、学校教育振興基本計画におきまして、目標となる指標を教育委員会として設定をしております。昨年度までの第一次学校教育振興基本計画におきましては、いじめをゼロにすること、これを目標に掲げておりました。本年度をスタートとする第二次学校教育振興基本計画におきましては、初期の段階、初期のいじめも積極的に認知をし、早期の対応を実現するという観点から、発生したいじめの解消率に視点を置き、いじめの非解消率を3%以下とする。これを目標としております。

なお、昨年度、平成30年度に発生したいじめについてですけれども、小学校においては、現在も継続をして見守りなど対応してるケースが1件あり、非解消率としましては2.8%、中学校においては、現在解消率が全て整いゼロと、ゼロ%となっております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） いじめの解消率に視点を当て、いじめが起きてもすぐに対応し、解消を図るという考え方については、現実的な目標設定であるというふうに思われます。ぜひ、いじめが起きない子供たちの環境づくりとともに、いじめが発生した場合の取り組みも一層強化をされまして、つらい思い、悲しい思いを長く引きずってしまう子供が1人でもなくなることを期待しております。

では、いじめの防止や早期解決を図る上で、教育委員会の役割はどのようなものであるのでしょうか。また、具体的にはどのような取り組みを進めているのでしょうか、お教えください。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法の中では、地方公共団体の責務

として、いじめ防止等の対策について国と協力しつつ、当該地域の実情に応じた施策を策定し及び実施する責務を有すると規定がなされております。したがって、教育委員会といたしましては、社会全体でいじめ防止等が一層推進されるよう、学校とも連携をしていじめ防止のためのシンポジウムの開催、いじめアンケートの実施、スクールカウンセラーによる面接の実施などに取り組んでおります。また、いじめ防止等の取り組みを促進するため、今後、条例の制定についても準備を進めているところでございます。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 要はその条例を制定することにより、いじめ防止にはどのような意義や、効果があるものと考えているのでしょうか、お教えてください。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 条例制定によって、社会総がかりでいじめ防止等に向けた取り組みを推進するという市としての強い決意を表明することで、保護者や地域などがこれまで以上に一体となって、いじめ問題に取り組むことにつながるものと考えてございます。また、全国的に増加傾向にある重大事態、こちらにも対応できる体制づくりにもつながるものと認識しております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） どうもありがとうございました。

条例制定に向けては、今後も協議できる機会があるというふうに思いますので、その機会を利用させていただきたいというふうに思っております。いずれにしても、いじめの問題は一朝一夕に解決できるものではないというふうに思いますし、学校だけで解決できるものでもありません。着実な取り組みを、それぞれの立場で進めてほしいというふうに考えております。

それでは、部活動に関する質問に移りたいと思います。

改めて、お聞きしたいというふうに思います。部活動とは、中学校生徒にとってどのような意義あるものなのでしょうか、お教えてください。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 生徒の自主的・自発的な活動により、大きく5つの点から意義があると考えてございます。1点目は、生徒の興味関心に基づいて、スポーツや文化、科学等に親しむこと。2点目は、知識・技能・競技力等の向上につながること。3点目は、同学年、また異学年との切磋琢磨、協力・協働を通して、仲間や教師との人間関係を構築できること。4点目は、自己肯定感の醸成、忍耐力や粘り強さの醸成など。5点目として、地域とのつながりを強めること。これらのことが実現できる大変重要な教育活動であると認識しております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 教育基本法の第1条では、人格の完成を目指すことが、教育の目的としてうたわれております。しかし、昨今ありましたある大学のアメフト部などの例もありましたけれども、例えば競技や競争の志向が強く、前面に出過ぎることで、部活動が持つ本来の意義や狙いとは違う方向に行く可能性も持っているのが、部活動の陰の部分でもあるというふうに思われます。そこで、東大和の中学校の部活動の現状や、取り組みの状況はどうなっているのかを、お聞かせいただければというふうに思います。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 各学校におきましては、生徒のニーズを踏まえつつ、学習面との両立も視野に入れながら、学校部活動の方針をもとにした部活動ごとの計画を立て、保護者との連携も図りながら、先ほど申し上げさせていただいたような、部活動の意義の実現を目指して取り組んでいるところでございます。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 済みません。実を言うと、この大学のアメフト部の関係とか、高校以上の部活動ということになると、いろんな意味合いも、一つには入ってくるのかなというふうには思われるわけですが、いろいろありますが、また後のほうのいろんな質問の部分において、それぞれ影響をしてくることになりますので質問をさせていただきました。教育委員会として、よりよい部活動のあり方に向けて、直近で新たに取組んでいるようなことはあるのでしょうか、教えてください。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 教育委員会といたしましては、市としての学校部活動のあり方に関する方針を、本年3月に作成をいたしましたところでございます。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） それでは、方針の内容はどのようなものであるか、お教えいただきたいと思っております。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 本方針につきましては、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立って、大きく5点の構成をとっております。1点目は、適切な運営のための体制整備。2点目は、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み。3点目は、適切な休養日の設定。4点目は、生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備。5点目は、学校単位で参加する大会等の見直しという内容について構成をし、それぞれ規定をしております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） それでは、市長、教育長答弁では、指導者の確保が今後の部活動の課題としてあるということでしたが、指導者の確保が課題であるとの背景などについて、説明をいただきたいと思っております。

よろしくをお願いします。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 学校では教員の定期的な人事異動により、多様な部活動一つ一つに応じた指導ができる教員の不在が生じることがございます。また、教員の働き方改革との関連から、勤務時間外での部活動指導のあり方の改善を図ることも、現在重要な課題となっております。地域等など外部の指導者の確保が、これらの課題の改善を図る上で有効であるというふうに認識をしております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） それでは、お聞きます。市における外部の指導者の現状はどういうふうになっているか、お伺いをいたしたいと思っております。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 当市においては、顧問教員を補助するために、技術的指導を行う指導者として、各学校からの推薦を踏まえ、外部指導者としての部活動指導員、こちらを各学校に配置をしております。外部指導者は、学校の部活動の方針を踏まえ、また顧問教員からの指示を受け、生徒への技術的指導を行い、競技大会等の結果も含めて、現在成果が上がっているものと認識をしております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 国は、平成30年に運動部や文化部に関するガイドラインを示しております。また、東京都も部活動に関する方針を示しているわけですが、その中において示されている部活動指導員とは、先ほど説明のあった東大和市での部活動指導員と同じであるのでしょうか、違うのでしょうか。違うとすれば、何が違うか教えていただきたいと思っております。

よろしくをお願いします。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 国が示す部活動指導員は、教員にかわって顧問をすることができる指導者でございます。そのため通常の顧問の教員が行うべき、当該部活動に関する指導計画の作成、また大会等への引

率、保護者等への連絡、生徒指導など、当市の技術指導のみを行うものと異なり、大変幅広い業務を担うことができることが可能となる、そういった部活動指導員であるというふうに考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 今の内容を踏まえますと、部活動を維持し、生徒の意味のある活動を保障する上では、導入することの効果がある制度というふうに理解をさせていただきましたけれども、国や都が示す部活動指導員を、これを導入することについての市としての予定や考えについてお聞かせください。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 当市におきましては、現在、国等が示す部活動指導員は導入をされておられませんけれども、議員おっしゃるとおり、より望ましい部活動の環境を構築する観点、あるいは教員の働き方の改善の視点からも、この部活動指導員の導入については、今後も検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） どうもありがとうございました。

中学校の部活動の充実というのは、先ほど答弁のあったとおり、技術の習得という面だけにとどまらず、中学生という多感な時期において、必要な心の育成にも大きく貢献する側面を持っている教育活動であるというふうに私は信じております。しかし、現状として、指導者の確保が非常に難しく、現在の部活動が維持できなくなってしまうことは、生徒にとっても、学校にとっても、非常に望ましいことではないのは、誰が考えてもわかるということであると思います。

その課題を解決するための方法の一つが、国や都が示す部活動指導員であるのであれば、ぜひ前向きな検討を行っていただき、地域の力をさらに集結して、東大和市の中学校の部活動の一層の充実を図ってみたいと思います。

それでは、次の特別の教科道徳に関する質問に移りたいというふうに思います。

初めに、道徳が教科化された背景とはどのようなものか教えていただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 前回の学習指導要領の改訂以降においても、いじめなど児童・生徒の心の育成にかかわるような問題が多数発生をしており、報道等でも大きく取り上げられておりました。このようなことも、背景の一つとして考えられております。また、学習指導要領等の改訂に向けた議論がなされていく中で、これまでの学校での道徳教育そのものの質的変換が十分には図られていない、あるいは十分な成果が上げられていないといったケースや、他の教科に比べて道徳そのものが軽んじられている現状が見られるケースといった現状も、背景も明らかになっておりました。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） それでは、これまでの道徳事業における課題というのは、どのようなものだったのでしょうか、お教えてください。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 道徳の授業方法などに関する視点においては、例えば読み物教材において、教材のそのものの読み取りに終始をし、登場人物の心情理解させるだけの型にはまったものになりがちな傾向や、また学年が上がるにつれて道徳授業に対する児童・生徒の学習意欲などが低下している現状、こういったものも見られていたと考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 確かにそのような授業ばかりだったとすれば、子供たちの心の育成という視点では、

不十分なことが大體理解ができます。ただ、私も多くの学校に行って、道徳事業地区公開講座などを初め、道徳の授業も幾つも見させてもらってきましたけれども、必ずしも課題のある授業ばかりではないことも承知はしております。頑張っている先生も、たくさんいるというふうにも思っております。それでも、学習指導要領が新しくなり、道徳が教科になったわけですから、これまでの授業スタイルに、新しいものを取り入れていくことも当然必要なことだというふうに思います。

教育長の御答弁の中では、問題解決的な学習や体験的な学習という内容があり、恐らくこれが新しい事業スタイルにもつながるのではないかというイメージも、多少できるのですけれども、道徳の授業における問題解決的な学習や、体験的な学習とはどのようなものか、そして各学校での実施状況はどうかについて、教えてほしいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 道徳の授業での問題解決的な学習についてですけれども、例えば身近に起こったいじめに関する事例を題材にして、児童・生徒自身が自分事として、そこに潜む課題を分析をしたり、心情や行動について議論したりする中で、人としての価値など、あるべき姿をみずから追求する姿勢を育てていくといった学習などが考えられます。体験的な学習といたしましては、課題に照らし合わせて、例えばロールプレー、あるいはスキルトレーニング、こういった手法を活用して学ぶような授業展開が考えられます。各学校の実施状況ということでありまして、現在それぞれの担任が授業を工夫をしており、効果的な実践も数多く見られているところでございます。今後これらの効果的な指導方法をより多くの教員に共有をしていくことによって、道徳授業の一層の質的向上を図ることができるものと考えております。

以上です。

○**8番（中村庄一郎君）** ありがとうございます。

ここで余談を1つ。6月16日、高幡不動のあじさいまつりに行ってまいりました。骨とう市というのが開かれておまして、別名、ござれ市ということだそうです。骨とうという定価のない世界は、値引きは当たり前のように行われておまして、その駆け引きもだご味の一つではあります。値切りの買い方、価値観を価格にどう反映させていくかの売手の考え方、言葉遊びと心と商品、これをどういうふうにつないでいくかということ。意思疎通ですね。高く売りたい売り子と、欲しいものを少しでも安く買いたいお客とのやりとりは、非常に感性に響くものがありました。思ったより安く買えた客は、見返りに御祝儀を出したり、もう一品、ついでに——ついでと言っちゃあれですけど、買って帰ろうかとかする。そこには、心の奥に潜む人生観や感性が見え隠れしてまいりました。昨今、単純なものやりとりだけでは経験できない日本の文化の一つですね。根本には、日本人の心意気みたいなものもあるんじゃないでしょうか。

昨今では、ネット販売とか無人の販売、通販などもたくさんあるようでございます。また、こういう見本市みたいなものでは、それこそ値段の駆け引きはないようです。上限だけどんどん上げていくような、それこそ有名なクリスティーズとかサザビーズとか、こういうところもありますけれども、やはりこれは日本人が持つ文化の中の一つかなということで、私もちょっと見せていただいたり、自分でも骨とうが好きなものですから見せていただいて、いろいろ幾つか、何点かしっかりと値引きをさせていただいて、挨拶もちゃんとしながら買わしていただきました。余談でございます。

東大和市の道徳教育の質的向上に向けて、教育委員会ではどのように道徳教育を推進していく予定でしょうか、お教えいただきたいと思っております。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 教科となりました道徳の趣旨を、まずは全ての教員が理解をして実践をしていく、これが重要であるというふうに考えております。そのために、先ほど申し上げました問題解決的な学習、あるいは体験的な学習といった新たな指導方法も含めて、学校訪問あるいは研修会での指導、助言を行いながら、効果的なよりよい指導方法の習得、そしてそれらの指導方法の共有化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○**8番（中村庄一郎君）** どうもありがとうございました。

答弁にもあったとおり、道徳が教科となった背景も踏まえると、今後の道徳授業の果たす役割というのは、とても大きいものであるというふうに思っております。実はこの質問をするに当たって、いろんな方からいろんな話をお聞きしました。ある方から直接聞いた話であります。私と年が余り変わらない話し方でありました。社会に出てから、実は自分の会社の中でも、いじめのようなものがあったというんですね。いじめのようなものがあったというのは、私もいじめというのは余り経験なかったものですから、昨今のいじめ、昔はいじめもあったんだと思うんですけどもね。今で言ういじめのようなことには感じてなかったものですから、その方も私と近い方で、いじめというものを理解することがなかなかできなかったみたいですね。

会社の中で数人から、いろんな昨今で言われるメールを無視したりとか、あとは会社の外部のおつき合いの会社の人たちに嫌がらせの電話を入れたりとか、その中にはいろんな背景があって、核になる人間がいて、それを取り囲む人たちがいたということで。やっぱり大人ですから、まして企業人でありまして、なかなか優秀な方、優秀な方こそ恨まれやすいというのはあるのかもしれませんが。そういう方でしたので、これはいじめなんだなというふうに自分で察したらしいですね。現代、こういういじめが学校の中にあるんだなと。

その人は最初にお話をしたように、探偵社のようなことをしたんですね。その人たちの背景を、そのいじめのグループの背景を全部探ったんですね。そうしましたら背景の中には、過去にやはり小学校、中学校ぐらいのときに、いろんな地域、地域でいろんな問題をしょってたりとか、やっぱりその人の性格だとか、性質だとか、いろんな問題で、要するに仲間からいろんなあれを受けていたんだなと。それを自分で調べた、調べちゃったら今度、自分がいじめられてるんだけど、いや皆さんに対し、そのいじめをする社員の人たちが、今度は自分がちょっと、ああこういうことなんだったんで、僕のことをこういうふうにしたんだなっていうふうに、改めて思い直したらしいんですね。そう思ったら、自分では逆に、じゃ少し距離を置きながら上手なつき合い方をしようかなっていう、やっぱり大人ですよ。

その人が言うには、やっぱり子供がこれだけのことを受けちゃったら、子供だったら自分が違う世界へ行っちゃおうっていうふうに考えますよと、そういうふうに言っていましたよね。いや、私が今この年になってこうなって、ああ、こういうことって今の社会にあるんだなと思ったと、改めて。

私なんか、PTAなんかやらさせてもらったし、子供も4人いましたけど、子供も一応そういう割にはなかったものですから、私も経験なかったんですけども、ああ、そういうもんなんだなと、少しでも距離を置こう。大人ですから、ちょっとした距離を置きながら、うまくつき合っていこうっていうんじゃないで、子供だったら中村さん、やっぱりどっか遠くへ、少しでも遠くへ行きたいと、そう思うんでしょうと。

先ほどお話した探偵の方も、実はもうこの世にいない子供のために親が一生懸命、どういう理由で子供がそうなったのかというのを調べてくれというのも来るそうです。実はそういう方の依頼は受けないということらしいんですけども、特別にね、やっぱり親からの要望もあるので、無償でそういうことを調べたりするとい

うこともしているそうでございます。

やっぱりそういう行為が、大人になっても行われているんだということのようでもあります。改めて思うことは、将来、子供たちが文化の違う、人々はそれはもう当然、もう今の時代はそういうことになってますから、当たり前のことです。それを含めて、今度はAIですね、人工知能。これは、私なんかの年代、鉄腕アトムというんですかね、今の年代だとどうなのでしょう。ドラえもんとかアラレちゃんと言うのかな。こういう人たちとともに暮らす社会になってくるわけです。ですから、本当に改めて思うことは、学校段階のうちに、人の立場に立って物事を捉えることができる力や、自身の気持ちをコントロールする力、考え方の違う相手と合意形成をする力などを、子供たちそれぞれの発達段階に応じて、一人一人の心の中に育てていくことが、大人になってよりよく生きるための基盤となる力であるということは、私なんかも想像にはかたくありません。まあ、想定がつくということでございますね。

今回、取り上げさせていただきましたいじめの問題はもちろんのこと、部活動の維持の問題も、他者とのかわりの中でよりよく育つという視点に立てば、道徳教育を中心にする教育につながる問題ではあると思います。人とのつながりにおいて、心を適切に育てていく学校の段階の教育というのは、極めて重要であると思います。改めて心のあり方に関する徳育ですね。かねてより、私もこの席で、東大和は徳育を育てていく市にしていこうという話をさせていただきました。改めて心のあり方に関する徳育ですね、この視点におきまして学校教育の充実を図っていただくことを、要望させていただきたいというふうに思います。

これは、ここではこういう質問の中で言いましたけども、これはやっぱり学校単位だけでは、恐らく賄えないことであると思います。地域とともにある学校、当然地域の皆様方にも御協力をいただいたり、これから東大和も、日本一子育てのまちにするんだという市長のこういう発想もございます。その中では、学校は当然この主体となりまして、協働の世界の中で大和が一つになって、大和の子供たち、育てていくということも必要であるかと思えます。

済みません、初めの質問を、これで終わりにしたいと思えます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

続きまして、未就学児の安全対策についてお伺いをしたいと思います。

大津市で起きた児童ですね、こちらの園児の死傷事故や、川崎の無差別殺傷事件を受けて、市の対応について幾つか伺いたいというふうに思っております。

まず初めに、これらの事故、事件を受けて、市として対応したことはあるのでしょうか、お教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 既に各施設においては、さまざまな取り組みをしているところではございますが、今回の大津や川崎の事件を受けて、市内保育施設及び幼稚園に対しまして、改めてお散歩等の園外保育での児童の安全確保の徹底について、お願いしたところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、現在市で保育園等に対し、お散歩等における児童の安全確保ということに関して行っているということは、どういうことの内容であるか、お教えいただきたいと思えます。

○保育課長（関田孝志君） 初めに、不審者に関するところでございますが、学校の所管部署から情報提供をいただく、また警察のほうで配信している安心・安全メールですね、こちらのほうの情報が届き次第、各保育施設に迅速に流し、園外活動等における注意喚起を行っているところでございます。また、散歩経路等に関しては、保育士の視点だけではなく、子供の視点での点検、確認を行うとともに、散歩実施時には携帯電話等の携行を

初め、複数の保育士で行い、参加児童の状況を園に掲示、また情報共有を図るなど、安全・安心を最優先にした対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、児童の安全確保ということに関しては、園外のみならず園内においても必要であるというふうに思われますけれども、市内の保育施設の状況はいかがなものでしょうか、お教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 園内における防犯につきましては、まず電子錠などによる侵入防止策、次に進入時における児童を守るための職員対応が重要であると考えてございます。初めに、侵入対策ですが、市内の保育施設及び幼稚園につきましては、ほとんどの施設で電子錠を導入していると。また電子錠じゃない施設についても、手動錠っていうんですかね、手で回す鍵や、防犯カメラで侵入防止に努めているところでございます。また、学校110番というワンプッシュで警察に連絡ができるシステムも、市内保育施設及び幼稚園、全てのところで導入しており、迅速な警察への連絡がとれる仕組みを構築しているところでございます。さらに市で主催してございます、年に1回ではありますが、東大和警察の協力をいただきまして、保育園の保育士に対して、不審者対策研修会を実施しているところでございます。有事の際、職員の対応力の向上を図るものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、不審者対策研修には、どの程度の参加があったのでしょうか。また、どのような内容の研修だったのかお教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 平成30年度で申し上げますと、59名の参加がございました。内容といたしましては、施設への不審者侵入時の職員の対応、また、さすまをを使用した不審者制圧等の実演を交えた形の研修を行いました。また、今年度につきましては、先ほどの質問の中にもありました大津や川崎の事件を受け、園外保育時における児童の安全確保に関する研修の実施について、東大和警察署の担当者と相談をしているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 園外での安全対策について、施設によって対応策の実施状況はさまざまであるということですが、具体的な取り組みなど、わかる範囲で幾つか教えていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○保育課長（関田孝志君） 具体的な対策といたしましては、多くの施設でやっているものというところで申し上げますと、安全な散歩ルートや、危険箇所を表示したマップの作成、不審者と遭遇した際の職員の対応マニュアルの作成等、事前に対策をとっているものと、実際お散歩における保育士の配置の場所などの工夫をしているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 対応の中で、保育士の配置場所を工夫しているとのことですが、園児の安全ですね、また確保するためには、保育士のみでは、それなりの装備ではちょっと難しいのかなというふうに考えるわけです。先ほど最初にお話をさしていただきました例えば川崎の事件なんか、登校中に児童らが襲われるという、19人が死傷した事件なんかもございます。そんな中では、まず保育士のみでなく、それなりの装備をした警備員のような、専門的な人材を配置するような時代なのかなというふうに感じております。市のお考

え方をお聞かせいただきたいと思います。

○保育課長（関田孝志君） 有事の際を考えますと、必要性については理解できるものではございますが、費用面などさまざまな課題があるものと認識してございます。市といたしましては、私立保育園長会などと連携しながら、子供たちの安全・安心な保育の提供をできるよう、東大和警察署の御協力をいただき、各保育園での交通安全教室や市主催の不審者対策訓練など、充実を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、午前中に引き続きまして、児童の安全確保についてであります。

御答弁いただきました。済みません。確かに幼児の安全確保ということでは、やっぱり警備員のようなものをつけると、そういうふうな確保がなかなか難しいというふうなお話でありました。実は余りこういう提案をさしてもらうことは、私の立場としてどうなのかなというふうに思っていたんですけども、やはり人命を守るとかということに関しては、できるだけ配慮をしていただくということが必要なのかなというふうに思うわけです。大和の中で、こういうふうなことの事件や事故が起こらないように、まずはしていくことがまず第1であって、その前にはそういう犯罪がないようにとか、事件、事故がないようにとか、例えば大津のあれでも、これは別にこれといった特殊な交差点ではないけれども、ふだんこういうふうな交通の仕方をしてた方が、幼児が待機していた歩道に突っ込んだということでありました。また、川崎の事件については、19人もの子供たちが暴漢に襲われてしまったということでありました。

特に昨今では、大阪の銃の強奪事件っていうのもありました。そんなのは、東京からわざわざ大阪まで行って、大阪でああいう事件を起こしたということでありました。大和の人が、大和の中で事件を起こすというわけではないわけで、やっぱり人の命を守るということ自体は、これからそういうそれぞれの個々で、ある程度のそういうところの危機管理をしなきゃいけないかなというふうに思うわけでありました。

そんな中では、今このアウトドア用品の中で、熊スプレーとか、そんなのがあるんですね。これ何か、10メートルぐらいスプレーが届くということでありました。大きいもので1万2,000円。あとは暴漢にとかっていうことで、女性が持って歩くようなペンスプレーみたいなのが、1,900円ぐらいからあるみたいなんです。こちらのほうは2メートルぐらいしか届かないようでありました。大体2メートルから10メートルぐらいまで、そういうのが届く。やっぱりこういうスプレータイプの――要するに犯罪に対して、そういうものに対してのそういうスプレーがあるようです。例えばそういうものを警備させるとか、ただこれについては免責事項がいろいろあって、いろいろな用途に使うということに関しては、非常に難しいところもあるようなので、できればそういうものの使い方なんかも、ここで対応していただくとか、市のほうで指導するとか、あとはベアホーンなんてのがあるんですね。これが804メートルぐらい先まで、大音響を響かせるということらしいんですね。これは2,500円ぐらいからあるみたいなんです。ボンベ内のガス圧で大音響を発生させるということなんです。こういうものは、人に知らせるのもそうですけど、音やなんかで少し制圧をかけるみたいなのがあるみたいです。

こういうようなことも、これからはやっぱり危機管理としてしてもらっていいか、そういうものを指導するとか、余りここで私、言えるあれじゃないのかなというのは、身にしみているところではあります。本来であれば、やはり安全・安心をしっかりと守っていくというふうなこと、これをしっかりとやっていきますよということを、これからひとつ行政側でも受けとめていただいて、お願いしたいというふうに思います。危機管理のことについては、前回ですか前々、その前ですかね、一般質問でもいろいろさせていただきましたけど、これからはそういうことも必要性があるのかなというふうに思っております。

ありがとうございました。

続きましては、次に土砂災害警戒区域についてであります。

ことしの3月に、市内54カ所が土砂災害警戒区域に指定されたわけですが、なぜ土砂災害区域等の指定をする必要があるのかどうか、この制度の趣旨はどのようなものなのか、教えていただきたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 制度の趣旨ということでございますけれども、平成11年に発生いたしました広島県での豪雨災害などの教訓から、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにして、警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進することで、市民の生命や身体を守るためのものとして、平成13年4月に土砂災害防止法が施行されたものでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、今回、土砂災害区域54カ所のうち、50カ所が特別警戒区域に指定されたけれども、この警戒区域と特別警戒区域の違いは何なのでしょう、お教えいただきたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 警戒区域につきましては、土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、警戒避難体制を整備すべき区域であります。それから、特別警戒区域につきましては、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあるものと認める区域でございます。一定の開発行為の制限や建築物の構造規制等が行われる区域とされてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 幾つかの確認したいんですけれども、過去に土砂災害が発生していない土地でも、警戒区域等に指定されるものなんでしょうか、それを教えていただきたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 土砂災害は、自然現象ということでございますので、今まで起こらなかったから将来にも起こらないと限りません。潜在的に土砂災害の危険性を有している場合につきましては、区域指定になることもございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、今後、土砂災害警戒区域等の指定範囲が変更されたり、指定解除されることはあるのでしょうか、教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 土砂災害警戒区域の指定は、地形要因に基づき区域指定が行われるため、対策工事を実施したことや、地形の改変などによって、その指定事由がなくなったときは、区域の範囲の変更や、指定区域が解除される可能性はあるとのことでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 特別警戒区域に指定された場合、土地や建築物に対する規制がかかるとのことですが、規制に対する補償はあるのでしょうか、どうですか。

○総務部参事（東 栄一君） 土砂災害防止法に基づく、特別警戒区域の指定は、その土地が本来持っている危険性を明らかにするものですので、指定に対する経済的な補償はないとのことでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、特別警戒区域は、土砂災害が発生すると建物が破壊され、人命にも大きな被害が生ずるおそれがあるわけですが、このような区域から移転する場合に、何らかの支援措置はあるんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 支援措置でございますけれども、土砂災害防止法の第26条第1項の規定による東京都の勧告に基づき移転する場合につきましては、住宅金融支援機構の融資を受けることができるとのことでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 土砂災害地域区域等に指定をされて、今後、市はどのような対応をとる予定なのでしょうか、お教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 土砂災害防止法に基づきまして、今回の土砂災害警戒区域等が指定されました。そういうことで、市の地域防災計画におきまして、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、それから予報または警戒の発令、それと救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定める必要があるとされております。また、市では警戒避難に必要な情報を住民に周知させるために、ハザードマップ等の作成が義務づけられておりますので、今年度中に地域防災計画の見直しとあわせて、ハザードマップの作成を考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 幾つか確認をさせていただきましたけれども、大雨や台風などによる土砂の流出など、実際にもう市内で、東大和市内で発生していることを、もう少し重く受けとめていただきたいなというふうに思っております。現在も高齢者の単身世帯、それから緊急避難と言っても、皆さんも御承知のとおり、今、高齢者のかなり運転の事故等々、交通事故なんかも多くて、運転免許証の返納される方も結構いるんですよね。そういう場合に、いや実はうちの近所なんかにいまして、近所でそこのお宅の、例えば病院に行く日なんか、順番で病院へ送り届けたりとか、何かあったら御連絡くださいということで、病院にお迎えに行きつけたりですね、そんなことをしていることが結構あるんですよね。

それから、高齢者の介護、介護をしてる中で、いざ緊急時に避難だっということがあっても、なかなかそういう対応も早くにできない。今回、先ほど、昨夜、きのうのような地震対応なんかのこともありましたけど、地震のことなんかもございましたけども、なかなか緊急避難というふうなことを言われても、まだ大丈夫かなって、もう少しとか、なかなかすぐには動けないから様子を見てなんていうことを言ってるうちに、だんだん避難がおくってしまうようなこともあるんですよね。

先ほどもお話ししたように、もう台風だとか集中豪雨だとかってところの水の対応なんかに関しても、現在発生してる中では苦慮してることもたくさんありまして、今メールで緊急の対応は来てるけども、高齢者の独身の単身の世帯なんかっていうと、その家族が知ってても、例えば家族がそこに住んでなくて、よそから、じゃ緊急に避難、その車を持ってきて、これから避難だなんていうことが、緊急メールだけじゃわかんないんですよね。要するに、本人に緊急メールを出されても、本人は動けない体制にあるので、何の対応もできないなんていうこともございます。ぜひそういう、例えば市によっては緊急的な電話みたいなものとか、SOS

を発信させるような、そういう発信機みたいなものだとか、あとはやっぱり地域でそういうことを研究しながらとか、また行政側がしっかりと地域でこういう対応をするようにというふうな指導もしたりしているようでございます。

ぜひ、それは東京都が指定してきたことで、どうかこうとかではなくて、東京都の市でも、それもそうでありますけれども、災害は大和に起こるわけでありまして、ぜひ大和としてもその緊急時の対応のこれについて、危機管理についてももう少し検討していただいて、できればそちらのほうに予算をいただき、配慮していただきたいなど。

また、東京都にも、こういう指定をしてきたんですね。今までになかった指定をしてきて、それでいて、じゃ緊急対応はどうかかなっていう話になったら、いや東京都はという話じゃ、それはちょっと筋違いの話なのかなというふうに思われます。今後、ここではちょっとまだ発言しませんが、幾つかいろんな問題が出てくる可能性があって、その件については、いやそこで住んでいられるのかどうかも問題になってくる可能性も大きく影響する可能性があります——と思うんですね。

前にもちょっと一般質問でもさせていただきましたけど、空き家対策とかっていう問題があったり、どこのまちでも人口減少の少子高齢化の問題なんかも出てきてますよね。そういうものを考えると、その中の一つとしても、やっぱりいかに対応していくかっていうのは、考えの一つかなというふうに思いますので、ぜひ危機管理の中ではいろいろ改めて御検討いただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 木下富雄君

○議長（中間建二君） 次に、10番、木下富雄議員を指名いたします。

〔10番 木下富雄君 登壇〕

○10番（木下富雄君） 議席番号10番、自由民主党の木下富雄でございます。

4月の選挙におきましては、多くの市民の皆様の御信任をいただきまして、市議会議員とさせていただきます。東大和市市議会の一員といたしまして、市民の皆様の負託に応えられるよう、努力、精進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、令和元年第2回定例会における一般質問をさせていただきます。

まず1番といたしまして、東大和市における地産地消についてお伺いいたします。

①といたしまして、東大和市の農産物の地産地消の現状と課題、今後の取り組みについてお伺いいたします。

②といたしまして、学校給食における東大産農産物の現状と課題、今後の取り組みについてお伺いいたします。

③といたしまして、東大和市特産の茶うどんの現状と課題、今後の取り組みについてお伺いいたします。

④といたしまして、市の特産物の販路拡大に際し、市有地、所有地等の活用に対する現状と課題、今後の取り組みについてお伺いいたします。

⑤といたしまして、学校給食における友好都市である喜多方の農産物の使用に対する教育委員会のお考えについて現状と課題、今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、2番といたしまして、今回の一般質問の中で、他の議員の皆様も触れられてるところではございます

が、市内防犯カメラについてお伺いいたします。

①といたしまして、設置の状況についてお伺いいたします。

②といたしまして、防犯カメラを新設する場合の選定基準並びにその決定方法についてお伺いいたします。

③といたしまして、最後に改めて現状と課題、今後の取り組みについてお伺いいたします。

壇上での質問につきましては以上でございますが、再質問につきましては自席で行わせていただきますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

[10番 木下富雄君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、当市の農産物の地産地消についてであります。現在、地場産農産物の普及のため、産業まつりなどによるPRを実施しているほか、学校給食において地場野菜の積極的な活用も行っております。課題としましては、さらなるPRの推進と利用拡大を図ることであると考えております。また、今後の取り組みとしましては、JA東京みどりや農業関係団体のほか、市民の皆様とも協働して、地産地消を推進してまいりたいと考えております。

次に、学校給食における地場産農産物についてであります。現在、学校給食におきましては、市内の農家の方の協力により、新鮮でおいしい野菜を安価に提供していただいております。積極的に使用しているところであります。課題といたしましては、地場野菜の使用率の向上であると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、東大和特産品の茶うどんについてであります。平成25年に東大和市商工会が開発しました、ひがしやまと茶うどんは、平成29年度末において販売開始当初の半数以下の5,535袋の卸売となっていることから、PRの推進と販路の拡大を図ることが課題であると聞いております。今後の取り組みとしましては、友好都市喜多方市の商工会と共同で進めている山都そばとひがしやまと茶うどんの詰め合わせ商品を含め、さまざまな販売戦略の検討を進めていると聞いております。

次に、特産物の販路拡大に際しての市有地、都有地などの活用についてであります。市有地等の活用としましては、庁舎ロビーにおける東大和市農産物共同直売所運営委員会による農産物の直売や、都立東大和南公園におけるうまかんべえ〜祭での地場産品の販売などがあります。課題としましては、市有地等のさらなる活用の機会を創出することであるとと考えております。今後の取り組みとしましては、JA東京みどりや、東大和市商工会等と連携しながら販路拡大に向けた組織活動を支援してまいります。

次に、学校給食における友好都市喜多方市の農産物等の利用についてであります。喜多方市におきましては、米を初めとして、東北一の生産量を誇ると言われるアスパラガスなどの農産物があると認識しておりますが、価格面や安定供給などの課題があることから、現在、給食の食材としての使用には至っておりません。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、防犯カメラの設置状況についてであります。公共施設では市役所本庁舎、子ども家庭支援センター及び小中学校校門周辺に防犯カメラを設置しております。通学路等の街頭防犯カメラにつきましては、小学校の通学路に50台を設置しております。その他としましては、警視庁が設置したものや、湖畔地区の自治会で設置したものと認識しております。

次に、新設する場合の選定基準や決定方法についてであります。明確な選定基準や決定方法はありますが、不審者や声かけ事案等の発生状況を勘案し、設置場所等について東大和警察署との調整が必要であると認

識しております。また、設置する場合には、周辺住民の理解、プライバシーに関する配慮、防犯カメラ設置の表示、撮影された映像の厳重な管理、管理責任の明確化などが必要になると考えております。

次に、現状と課題、今後の取り組みについてであります。通学路は児童の安全な通行に適した道路環境を基準として設定されるものであります。毎年、夏季休業期間中に、学校、保護者、東大和警察署、道路管理者及び教育委員会の5者で、通学路の合同点検を実施しております。点検の結果、対策が必要な箇所につきましては、状況に応じて適切に対処してまいりたいと考えております。防犯カメラは、プライバシーへの配慮や設置及び維持管理に対する経費負担が課題であると認識しておりますが、引き続き防犯カメラの適切な管理、運用に努めてまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、学校給食における地場産の農産物の現状と課題、また今後の取り組みについてであります。学校給食におきましては、ジャガイモや里芋を初めとしてさまざまな野菜を使用しており、平成30年度の地場野菜の使用率は7.43%で微増の状況にあります。今後も地場野菜の使用に当たりましては、地元農家の方の協力をいただきながら、地場野菜の使用率の向上に取り組んでまいります。

次に、学校給食における喜多方市の農産物の利用についてであります。学校給食におきましては、保護者の方からお預かりした給食費で、学校給食実施基準に掲げる学校給食摂取基準にのっとり、安心・安全な給食を安定的に供給することが一番の目的と考えております。限られた給食費の中で、目的に沿った給食を提供するため、食材につきましては地産地消や、可能な限り近隣の産地のものを使用することで、安定した給食の供給に努めているところであります。このような現状から喜多方市の農産物につきましては、現時点では給食の食材としての使用には至っておりません。引き続き、PTA会長等で構成する東大和市学校給食センター運営委員会等の意見も参考にしながら対応していきたいと考えております。

次に、通学路における防犯カメラの設置状況等についてであります。現在、小学校の通学路に合計50カ所、小学校の校門等に合計40カ所、中学校の校門等に合計17カ所、合わせて107台の防犯カメラを設置してあります。通学路の防犯カメラにつきましては、平成27年度、28年度の2カ年で、東京都の補助金を活用して設置しております。設置場所につきましては、防犯の観点から、各学校やPTAの意見等を参考に、市全体のバランスを考慮し、教育委員会において決定しております。現時点におきましては、新たに設置する予定はございません。毎年、夏季休業期間中に、学校、保護者、東大和警察署、道路管理者及び教育委員会の5者が連携し、通学路等の合同点検を実施しております。点検の結果、対策が必要な箇所につきましては、状況に応じて適切に対処してまいります。課題といたしましては、機器の維持管理に一定の経費がかかり、それらは全て市の負担であること。また、現在設置の機器の更新時に、東京都の補助等が見込めない場合は、市の財源で負担しなくてはならないということでもあります。引き続き防犯カメラの適切な管理運用に努めてまいります。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） 丁寧な御答弁、どうもありがとうございました。

それでは、再質問といたしまして、東大和市の地産地消について再質問させていただきます。

東大和市で収穫される農産物の消費につきましては、直売所を主な販路として市民の皆様の食卓や市内の店舗で調理されているものと思います。こうした地産地消について、市の認識はいかがでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 地産地消でございますが、農家が農産物を生産するに当たりまして、消費者の

ニーズを考慮した上で生産するというものであり、消費を高める効果がある取り組みであるというふうに捉えております。また、生産者の顔が見えるといったことから、消費者が安心して新鮮な野菜を購入できるといったメリットもあるというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） ありがとうございます。

次に、市長の御答弁の中で、今後の取り組みとして、市民の皆様と協働して地産地消を推進していきたいとのことでしたが、どのような協働を推進していこうと考えているのでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 市民との協働による地産地消の推進につきましては、平成30年3月に策定いたしました東大和市農業振興計画におきまして、市民による地産地消推進組織の設置を検討するとしております。この検討に関しましては、未着手といった現状ではございますが、地場産の農産物のPRと、さらなる利用の拡大を図るために、地産地消推進組織につきましては、まずは近隣市を中心に他の自治体の取り組みについて、調査を開始してまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） 東大和産農産物について、地産地消を拡充していただき、少しでも地元産の消費率をふやすことに結びつけていただければ、農家の皆様の生産意欲も向上してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、学校給食における東大和産農産物についてでございますが、積極的に使用はしているが、使用率が微増で、使用率の向上が課題であると答弁をいただきました。使用率がなかなか向上しない原因について何かあるのでしょうか、お伺いいたします。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 課題といたしましては、学校給食の場合、1回の使用量が多いため、納品が困難な点がございます。

そういったことも理由の一つといたしまして、学校給食は献立を3コースに分けてございますが、そのうちの1コース分のみの地場野菜の納品をしていただくなどの対応を行っております。

ただ、今年度からは、そういった1コースという区切りではなく、納品できる分だけ納品をしていただいて、残りを八百屋さんに御協力いただけるような対応を始めたところでございます。量がまとまらなくても、地場野菜を活用することで、今後使用率も高まると考えてございます。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） いろいろな工夫をしていただけることは、大変よくわかりました。また、以前は発注書などの紙のやりとりだけであったが、現在は出荷調整会議にも出席していただいていると聞いております。使用率の向上に向けて、その他の取り組み、予定がありましたら再度お聞かせください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 昨年度は地場生産者の方の御提案をいただきまして、給食センターの栄養士が畑の見学をさせていただきました。その中で新しい品種に取り組んでいることや、市場へ持ち込めない小さいホウレンソウのほうが実はおいしい、そういったことなど、いろいろなことを教えていただきました。こういった機会、非常に大切であると認識しており、さらなる意見交換に努め、新しい取り組みにつなげていけたらと考えてございます。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） 両者それぞれの情報の交換などにおきまして、向上に取り組んでいただきたいと思

ます。

次に、過去の答弁の中で、給食の残菜率を確認していると答弁があったと思いますが、新鮮でおいしい地場産野菜を使用することにより、残菜率が下がるなど、フードロスの観点からはどうお考えでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 地場産農産物のみでの給食提供というのを実は行っていないため、それだけの残菜率というのは捉えてはございませんが、何よりも新鮮なことにより、子供たちが苦手とする臭みや苦み、そういったものが少ないため、その効果はあると認識しております。これまでも、給食だよりや献立表で東大和市産の農産物の野菜の使用につきまして触れたり、食育で地場産野菜を紹介するなどの機会をつくってございますが、今後も新鮮な地場産野菜の使用につきまして、PRしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） ありがとうございます。続けて、PRのほうよろしくお願いたします。

次に、東大和特産の茶うどんについてお伺いたします。

当年5月に開催されました、うまかんべえ〜祭では、課題食材としても、このひがしやまと茶うどんを用いました。

市長の御答弁では、販売数量が開始当初の半数以下で、販売が伸び悩んでいるとのことでした。発売当初からの販売状況について、わかる範囲でお教えてください。

○産業振興課長（小川 泉君） ひがしやまと茶うどんの販売推移でございますが、東大和市商工会からいただいております卸売の推移のこちらの情報でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

販売が開始されたのが、平成25年6月で、25年度は10カ月という期間ではございましたけども、新開発ということであるとかですね、東京狭山茶を使用しているという話題性もございまして、1万4,300袋が販売されております。翌年以降は販売数が徐々にではございますが減少し、近年では年間約5,600袋程度の販売数となっております。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） 販売当初の数量は、商工会はもちろんのこと、取扱店等のPRもあったからこそ得られたと推測いたしますが、販売開始から四、五年が経過し、そのPR効果が薄れてきたようにも感じます。特産品としてのひがしやまと茶うどんですから、さらなるPRと販路を広げていただきたいと思います。そこで、販売戦略の1つとして検討が進められているという、友好都市喜多方市の山都そばと茶うどんの詰め合わせ商品の進捗についてお伺いしたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 山都そばとひがしやまと茶うどんの詰め合わせ商品につきましては、平成26年度に行われました喜多方市商工会と東大和市商工会の交流事業がきっかけとなり、販売促進を目的とした特産品づくりに着手されたものでございます。以前は生麺のみの生産でございました山都そばであります。新たに山都魂と名づけた乾麺を商品化し、ひがしやまと茶うどんとの詰め合わせ商品の販売に向けた準備が現在進められているところでございます。現在は商品のパッケージともなる、統一シールのデザインなどが検討されているというふうに伺っております。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） ぜひとも早期に詰め合わせ商品を完成していただきまして、さまざまな販売戦略を検討しながら、当市のひがしやまと茶うどんの販路の拡大をしていただくようお願いいたします。

次に、茶うどん同様に、特産品としての東大和市産農産物の販路拡大についてお伺いいたします。

農産物の販路を拡大するには、買い物に不自由を来している地域における新たな販路も方法の一つと私は考えております。現在、東京街道団地においても、市内の生産者の有志の皆様が野菜を販売されていると認識しておりますが、今後さらなる都有地を活用した販売などは考えておられるのでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 都有地を活用した農産物の販売でございますが、東京街道団地の場合は自治会からの要望に基づきまして、生産者の有志による農産物販売が開始され、販売場所の調整につきましても、自治会側が東京都と行ったと伺っております。都有地の活用におきましては、うまかんべえ～祭のようなイベントの場合におきましても、東京都との事前調整にはかなりの時間をかけておりますことから、都有地の農産物等の販売目的の活用は現状ではなかなか難しく、現在のところ予定しておりません。また、イベント以外の都有地の活用ですが、住宅用地の場合におきましては、東京街道団地の例のように、自治会などによる東京都との事前調整が必要となるものと考えてございます。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） ありがとうございます。

次に、学校給食における喜多方市産の農産物等の利用についてでございますが、地産地消などいろいろな理由があつて使用に至っていないということはわかりました。ただ友好都市である喜多方市の質のよい農産物を使用することにより、よりおいしい給食となり、さらに友好都市が喜多方市ですよという周知も図れ、二重の効果があると思われま。

そこで、伺いたいします。

給食がさらにおいしくなれば、残菜が減り、フードロス減少という観点からも、環境や教育に資すると思いますが、いかがでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 東大和市産の地場野菜同様、質のよい農産物であれば、子供たちがおいしく味わえ、残菜率も下がっていく可能性は考えられます。しかしながら、教育長答弁で申し上げましたとおり、限られた給食費の中で目的に沿った給食を提供するため、食材につきましても地産地消や、可能な限り近隣の産地のものを使用することで、安定した給食の提供に努めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） 改めまして、例えば年に1回でも喜多方市給食の日として、喜多方市の農産物で給食の提供を行ったりすることはできないのでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 喜多方市の農産物の使用についてであります。遠方であることから安定供給の課題があることや、価格については流通コストなどもかかり、通常よりやはり高くなってしまうと聞いてございます。学校給食の提供に当たりましては、学校給食法第2条に規定します7つの学校給食の目標を基本としております。その中で食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこととございます。地産地消という観点では、当市の地場産野菜の使用率はまだまだ低い状態にありますので、喜多方市の農産物を優先して使用するというより、まずは地元の東大和市の農産物の使用率の向上に努め、学校給食の本来の目的を目指していくべきであると考えてございます。

このような状況から、現時点では喜多方市の農産物につきましても、給食の食材としての使用は予定してございません。ただ、一方、喜多方市が友好都市であるということ、児童・生徒に広く知らせるために、5月の給食では福島県の郷土料理である、喜多方市でも食べられている、こづゆをメニューとして取り入れたところでございます。今後も機会を捉え、喜多方市の紹介を行っていきたくと考えてございます。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） 今後とも東大和の特産品のトップセールスマンとして、市長におかれましては頑張っていたきたいと思います。また、喜多方市とは、あらゆる角度、側面からの友好を深めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、市内防犯カメラについて質問させていただきます。

市長の御答弁及び教育長の御答弁で、防犯カメラの市内の配置状況はわかりました。

まず1として、現在の通学路の防犯カメラの設置状況について再度お伺いいたします。

平成27年、28年の2年間にわたりまして、合計50台を設置したとの答弁でございましたが、設置に当たってどれぐらいの費用がかかったのでしょうか。また、あわせて東京都の補助金の金額も、わかりましたらお教えください。

○教育総務課長（石川博隆君） 通学路の防犯カメラの設置費用等でございますけれども、平成27年度の設置分につきましては25台で619万2,000円、このうち東京都通学路防犯設備整備補助金としまして345万円の交付を受けてございます。平成28年度の設置分としまして25台分、こちらが669万600円と。このうち東京都の通学路の防犯設備の整備補助金として334万円が交付されております。合計いたしますと、通学路の防犯カメラ50台で、合計設置費用が、総額で1,288万2,600円、うち東京都の補助金は679万円でございます。差し引き609万2,600円が、市の財源ということになるということでございます。

以上です。

○10番（木下富雄君） 大変よくわかりました。

それでは、現在稼働している50台の防犯カメラの運営経費——ランニングコストはどれぐらいかかっているのでしょうか。また、これは都の補助金がどれぐらい充てられているのでしょうか、お聞かせください。

○教育総務課長（石川博隆君） 現在50台分の運営経費、平成30年度の実績値、これ決算前ですので速報値という形で申し上げますと、光熱水費——電気料金ですね、こちらが18万2,330円、保守点検の委託料が50台で54万円ということですので、1台当たり1万800円かかっております。

それから、昨年度、移設委託料ということで、東京電力の電柱の移設工事による委託料が10万8,000円かかっております。それから電柱への共架料が6万4,800円、電柱土地の使用料としまして462円という形で、合計89万5,592円という形になります。移設工事がイレギュラーという形になりますけれども、こちらがなくても大体年間で80万円近くの経費がかかるという計算になります。1台当たりになりますと大体約1万5,800円と、そういうような形の金額になろうかと思えます。このほか、映像を記録しますSDカードについても、おおむね3年ごとでの交換が必要となりまして、大体1枚当たり2万円程度するというのを聞いてございます。

なお、これらの運営費用につきましては、国や東京都の補助制度はございませんで、全て市の財源で賄うという形になってございます。

以上です。

○10番（木下富雄君） ランニングコストも含め、大変防犯カメラのことについてはわかってきたような気がいたします。ただ、昨今の社会情勢を考えますと、新設することが望まれているところでございますが、新設する場合の選定基準並びに決定方法についてお伺いいたします。防犯カメラを新たに設定する場合、その基準や選定方法はどのようなものがあるのでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） こちら50台の当初設置した際なんですけれども、設置場所につきましては、防

犯の観点から各学校やPTA等、保護者の方の御意見を求めまして、これらを参考にして市全体のバランスを考慮いたしまして、教育委員会において決定をしております。また、機器の選定につきましては、街灯に設置しても市民の方々に威圧感を与えないような、コンパクトなカメラとレコーダーが一体型となったドーム型のモデルを選定しているという形になってございます。

以上です。

○10番（木下富雄君） 次に、防犯カメラの設置の効果についてお伺いしたいと思います。運用している中で、どのような効果が今まであったとお考えでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 通学路に防犯カメラが設置されまして、電柱の上にかかっているわけですけど、その電柱の下にでも「防犯カメラ作動中」というような表示板も示しているという形になりますので、そういったことをあわせて、犯罪を犯そうとする意思を減退させている効果があるというふうに推測してるところでございます。このほかとしましては、東大和市の個人情報保護条例の規定に基づきまして、警察から捜査関係の事項の照会書の提出があった場合に、録画映像を提供し、犯罪捜査にも協力しているというところもございます。

以上です。

○総務部参事（東 栄一君） 防犯カメラの設置と効果ということで、若干補足をさせていただきます。防災安全課では、不審者情報や不審電話などにつきまして、現在、安全安心情報送信サービスによるメール配信をしております。連絡があったものに限られておりますので、全てではないんですけれども、不審者情報としてそうした件数を申し上げますと、平成26年度が22件、平成27年度が13件、平成28年度が14件、平成29年度が8件、平成30年が6件ということで、おおむね減少傾向にありまして、これらは防犯カメラの設置や、またその他、人の目による見守り活動などの全体の効果が反映されたものと認識してるところでございます。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） やはり防犯カメラには、ある程度の抑止効果が期待されると思われまして。

それでは、3の課題と今後の取り組みについてお伺いいたします。

通学路の防犯カメラは、地域の見守りを補完する重要な役割を担うものだと考えられます。御答弁では、現時点において新たに新設する予定はないとのことでしたが、例えばここで都市計画道路3・5・20号線、市道14号線が延伸したことに伴い、道路の幅員が拡大されたため車の交通量がふえております。しかし、児童を見守るべき地域の大人やシニアも仕事を持っており、登下校時の見守りが手薄になっている現状がございます。これらを補完する意味でも、犯罪を抑止する上でも、設置拡大の検討をすべきだと思いますが、現時点での課題や今後の取り組みについて、どう考えているのかをお聞きいたします。

○教育総務課長（石川博隆君） こちらの課題につきましては、カメラの維持管理費用というのが、まず挙げられます。教育長からの御答弁にもありましたように、機器の維持管理に一定の経費がかかりますし、それらが全て市の負担であること。また10数年後には、現在の設置された機械も老朽化してございますので、更新する必要が出てまいります。その時点、東京都の補助等が見込めない場合につきましては、全て市の財源で負担しなくてはならないということになることになってございます。

今後の取り組みにつきましては、今後、実施予定の通学路の合同点検におきまして、対策が必要とされます箇所を集約しまして、防犯、交通安全の面を含むさまざまな視点から、総合的に判断し、補助金の内容等も考慮しつつ、必要性が高いと思われるところから検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○10番（木下富雄君） 予算的な制約も多大にあると思われませんが、防犯カメラが設置されていることで、犯罪の抑止効果も期待されますので、児童・生徒の安全対策を進めるために、ぜひ前向きに検討して進めていただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、木下富雄議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（中間建二君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（中間建二君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす20日、21日及び24日から26日の5日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（中間建二君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 2時21分 散会